



Title	<p><書評・新刊紹介>古谷大輔・近藤和彦編 『礫岩のようなヨーロッパ』 / Daniel I. O' Neill, Edmund Burke and the Conservative Logic of Empire (Berkeley Series in British Studies, 10) / Larry Wolff, The Idea of Galicia : History and Fantasy in Habsburg Political Culture / James Smethurst, The African American Roots of Modernism From Reconstruction to the Harlem Renaissance / Elisabetta Tollardo, Fascist Italy and the League of Nations, 1922-1935 / J・H・エリオット 著, 立石博高・竹下和亮訳 『歴史ができるまでトランスナショナル・ヒストリーの方法』</p>
Author(s)	<p>柏, 恭平; 森井, 一真; 工藤, 雅史 他</p>
Citation	<p>パブリック・ヒストリー. 2018, 15, p. 51-76</p>
Version Type	<p>VoR</p>
URL	<p>https://doi.org/10.18910/68031</p>
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

古谷大輔・近藤和彦編
『礫岩のようなヨーロッパ』

山川出版社、2016年7月刊、A5判、228頁、
3800円＋税、ISBN978-4-634-64083-2

西洋史は長らく古代、中世、近代の三時代による区分法によって理解されてきた。近代において、特に15世紀末ごろから18世紀末に至る約300年間は、ヨーロッパ史学ではearly modernという語を用いて表し、日本でも「初期近代」と呼ばれてきた。「ヨーロッパ世界の拡大」、「ルネサンス」、「宗教改革」、「主権国家体制の確立」、「産業革命」、「市民革命」といった事象がこの時代のヨーロッパを表す。そしてこの時代は近代ヨーロッパの始まりとして認識され、初期近代という言葉が表している通り、「広義の19世紀」におけるヨーロッパを中心とした世界の再編成に先行し、それに連続する時代という性格が強く押し出されてきた。しかし、この時代の国家の有様に目を向けると、封建的な中世国家とも、近代国家とも異なる国家形態を示している。この時代は中世とも19世紀以降の近代とも異なる性質を持ち、ヨーロッパ社会がダイナミックに変化し拡大しつつ1つのサイクルをなした時代であり、今日では「近世」という時期区分として認識されるようになった⁽¹⁾。

近世ヨーロッパにおける国家の多くは、法制度や歴史的な由来の異なる複数の地域が、それぞれ一定の自立性を保ちながら結びついた複合的な形態をとっていた。古谷大輔・近藤和彦編『礫岩のようなヨーロッパ』（以下本書）は、近代の国民国家とは異なる複合的な国家秩序の在り方を検討し、ヨーロッパの近世史を改めて問うことを試みている。

本書は大きく2つの部分から構成されており序章を含む全9章で構成されている。第1部「政治共同体と王の統治」では、近世ヨーロッパの複合的な政体に関する先駆的な3人の研究者H. G. ケーニヒスパーガー、J. H. エリオット、ハラルド・グスタフソンによる総論的な翻訳論文を紹介して

いる。第II部では、第I部で扱ったこれらの3つの議論を前提に、「礫岩のような近世国家」と題し、日本人研究者による多様な地域の個別具体的な分析を行っている。

近藤和彦による序章「礫岩のような近世ヨーロッパの秩序問題」が、以下の各論考への導入としての役割を担う。近世前半（1648年まで）に確立した主権国家体制は戦争と和平のルールや外交のプロトコルが定まり、制度も宗教も異なる諸国家が少なくとも法的には対等に共存する新秩序であり、これは中世ヨーロッパのキリスト教共同体ともアジアの帝國的な中心一周縁秩序とも異なるものであった。こうした国際秩序の単位をなす各政体は以下で紹介する第I部でも述べられるように、多様で複合的な政体である。しかし近代歴史学は、「一君一教一法」のルイ14世のフランスや革命政権の唱えた「単一不可分の共和国」が理想的モデルであり、この複合的で可塑性の政体について、その発達への逸脱もしくは失敗として語られていたとし、近代ヨーロッパにおける秩序問題の捉え直しを図る。

第1章「複合国家・代表議会・アメリカ革命」では、「複合国家」論を唱えるH. G. ケーニヒスパーガーの議論を取り上げる。彼は、近世ヨーロッパの君主政は複合的な国家であり、1人の君主の主権下に複数の政体が含まれたこと、そのほぼすべてが代表議会を持っていることという、2つの共通条件があり、これらの条件のどちらもが、統治における人々の行動とその政治展開について根本的な問題を提起してきたとする。複合君主政を構成する各政体は異なる法や特権を持ち、それらは通常、代表議会によって守られていたと、その意義を主張する。著者はフランスのように臣民の合意を得ずに支配者が課税し立法できる君主政である「王による統治」と、イングランドのように支配者が臣民の合意を必要とし、「主権」を王と議会のような政治共同体が分有した「政治共同体と王による政治」とを区別し、近世ヨーロッパでは後者が複合君主政とうまく適合したと論じている。また複合国家の構成政体が隣接している場合、代表議会の集会在1つの全国議会に統合される可能

性があったが、複合国家の構成政体が直に隣接していない場合、特に構成政体の間を海が隔てる場合は君主も諸身分も代表議会を一つに統合しようと試みることはなかった。そして近世ヨーロッパ史の文脈から、複合国家としてブリテン、そしてアメリカ植民地を対象に分析を行っている。

J. H. エリオットは第2章「複合君主政のヨーロッパ」において、君主を結び目として様々な地方政体が結びつく政治編成を特徴とする近世国家を「複合君主政」として論じた。君主が新しく得た領地を君主の持つ別の領地と結びつける方法は2つあった。1つは、ある王国や地方を他国との合同によって法的にその一部を位置づけ、住民に対しては同じ権利と法が与えられる「従属的な」合同であった。もう1つは、「等しく重要なもの同士の」合同と呼ばれる方法で、各地域政体は独立したもとのとして扱われ続け、その独自の法や特権を維持することができた。前者は、君主に対する大きな反発を招く危険が高かった。後者は、伝統的な法や制度の存続を保障することで、住民は君主の交替を受け入れることが可能であり、地域エリート層の忠誠が保障されれば、君主は安定的な政治編成を実現することを可能とした。社团的構造と、伝統的な権利、特権、慣習への深い尊重という近世ヨーロッパの全体的な特徴を考慮すれば、「等しく重要なもの同士の」合同は時代に即したものであった。そして、宗派分裂や王朝間の競合などの不安定要因を抱えながらも、複合君主政は近世を通じて存続した。また著者は「等しく重要なもの同士の」合同においては、ある一国が海外帝国を領有すれば、その合同そのものを支配と従属という観点から捉えるようになってしまうため、帝国支配と複合君主政は相性が悪かったと考える。

ハラルド・グスタフソンが国家形成史の視点から近世ヨーロッパの国家の複合性について検討する論者が、第3章「礫岩のような国家」である。中世の緩やかな封建的な政治的ネットワークから近代の主権国家、領域国家、とりわけ19世紀に実現される国民国家への国家形成のプロセスを論じてきた従来の国家形成論に対し、彼は中世後期から近世にかけて現れた複合的な国家への考慮が

欠落していると批判する。彼は、近世ヨーロッパに見られる複合的な国家を近代国家のような均質的な統一性を持たず、政治的にも、司法・行政的にもモザイクのような存在であったと強調し、「礫岩のような国家」と称する。著者はこれこそが近世ヨーロッパの国家形態であり、基本的に全てのヨーロッパ国家は、フランス革命の前夜まで礫岩のような性格を保持していたとする。具体的事例として、北欧の礫岩のような国家、デンマークとスウェーデンを取り上げ、近世ヨーロッパの国家形成は、君主の下にあった諸領域が緩やかに統合の度合いを高め、礫岩から統合へと性格を変化させたプロセスだと説明する。特に統合の流れは1700年頃を境として強化され、17世紀においては統合プロセスと礫岩のような性格が混在している様子を検討している。こうした分析により、礫岩のような国家という、従来とは異なるアプローチを国家研究の視座にもたらしめている。

第4章「ハプスブルク君主政の礫岩のような編成と集塊の理論」（中澤達哉）では、16世紀のハプスブルク君主政の複合国家形態が、非常事態に対応して選択された現実主義的な礫岩のような編成であったことを、固有の国制伝統を有する国内地域からの諸理論を分析することで明らかにしている。具体的には、神聖ローマ帝国の圏外であったハンガリー王国のハプスブルク朝への集塊（本章では異なる伝統を有する諸地域が異なる仕方で君主政に統合しようとする様態を表す）の正統化はどのようにして行われたのかを、1526年の複合君主政以降の人文学者の諸理論から検証している。「聖なる王冠理論」、「パトリア理論」、「インペリウム理論」を重点的に分析し、君主政への集塊の在り方に関して複数の複雑な交渉が常に存在したこと、集塊の仕方が異なれば、国内の社团的編成の在り方も必然的に相違したことを指摘する。そしてこれらの諸理論により、ハプスブルク君主政という礫岩の中にハンガリー王国という礫が成立し、その不可侵性や国政上の正統性を保障した。またこれらの理論においては、君主政の中の礫たる諸地域は離脱や変形の可能性があり、それこそが礫岩のような国家の特徴の1つであると

している。

北欧の礫岩のような政体を扱うのが、第5章「バルト海帝国の集塊と地域の変容」（古谷大輔）である。本章では1660年代にデンマークからスウェーデンに編入されたスカンジナビア南部のスコーネ地方に焦点を当てている。近世のスカンジナビアには、デンマーク、ノルウェー、シュレスヴィヒ＝ホルシュタインを統治する「オレンボー君主政」とスウェーデンやエストニア、リヴォニア、ポンメルンなどを統治する「ヴァーサ/ファルツ君主政」の2つの「礫岩のような政体」が存在していた。後者は、本章のタイトルにもなっている「バルト海帝国」として扱われる。「バルト海帝国」は伝統や状況によって君主とそれぞれ異なる関係を持った地域が集塊することで、1つの君主政ながら「礫岩のような政体」の相貌を持った。これらの関係は固定化されたものではないとする。本章では、政治的ネーションたるスコーネ貴族が、複合君主政の編成替えという状況の中で君主との交渉における戦略を検討し、2つの君主政のはざまに生きた人間集団の行動の結果として政体の変動することを明らかにしている。「バルト海帝国」を包括する法は存在しないため、スコーネ貴族は交渉において、状況に応じてデンマーク由来の慣習や権利とスウェーデンの国制を巧みに使い分け、領域性に基づく帰属意識とは結びつかずに、自らの利害を主張することができた。これによりスコーネ貴族は、古来の特権をスウェーデン国制の範囲で実現し、独自の政体を実現することが可能であった。

イギリスの礫岩のような政体に着目しているのが、第6章「ヨーロッパのなかの礫岩」（後藤はる美）である。ブリテン諸国の複合君主政は近年、ジョン・モリルなどの17世紀史家を中心に注目を集めてきた。本章は従来の複合国家論から発展させ、17世紀ブリテンを近世ヨーロッパの複数の礫岩政体のせめぎあいという文脈の中に置くことを試みる。1604年頃と1650年代のイングランド・スコットランドの「法の合同」を巡る論争を題材にする。2つの時期の論争の対比から、17世紀の当事者たちが礫岩状に集塊した歪な複合状態

の中で自らの国制をどのように思考し、正当化しようとしたかを浮き彫りにしており、前者では、イングランドとスコットランドにとっては独自の法体系が重要なアイデンティティであり、論争の焦点は2地域の法体系の類似性／相違性にあった。後者ではヨーロッパ情勢が意識され、ブリテン国家再編もヨーロッパの他の礫岩王朝との合同・同盟・敵対の可能性が議論されたとする。またクロムウェルによって樹立された新体制下でのステュアート朝三王国の再編に対して、法の合同が護国卿を軸にした礫岩のような国家の下で、新体制の防衛のために提案された法の統治をより確実にするシステムとなったと分析している。

第7章「複合国家のメンテナンス」（小山哲）では、ポーランド＝リトアニア共和国の複合的な姿を描いている。近世のポーランド＝リトアニア共和国は、国家を構成する諸地域と、諸地域を結び付ける多様な関係性をそれぞれに持つ広大な貴族共和政国家であった。1569年のルブリン合同によって、ポーランド王国とリトアニア大公国はそれぞれの自立性を保ちながら1つの共和国に統合されたが、この関係は対等なものではなかった。このことへの不満からリトアニア側は数度にわたり分離主義的な動きを見せている。一方でリトアニア側はルブリン合同による体制の枠組みを前提に、ポーランド王国との対等の関係を維持するための交渉も見受けられる。本章では17世紀のリトアニア大公国の大法官アルプリフト・スタニスワフ・ラジヴィウの日記を用いて、リトアニアの貴族がこの2地域の関係をどのように認識し、地域間に生じる問題をどのように調整していったのかを読み取る。彼の日記からは、リトアニア人は特権を侵害される場合には、国王にさえも強く抗議し、ポーランド側が自分たちの諸権利を侵害し、略奪しようとしているという疑念を著者は持った。しかし一方で、共和国全体の秩序維持のためにポーランド側と妥協し、連携することもあった。彼らはルブリン合同の「自由な者が自由な者と、対等な者が対等な者と結ばれる」という原則を用いて交渉し、合同の決定的な断絶には至らないだけの柔軟性も読み取れるとする。

第8章「スペイン継承戦争にみる複合君主政」(中本香)においては、18世紀初頭のハプスブルク朝からブルボン朝への転換を巡る継承戦争を経て近世スペインの政治的特性がいかなる変質を見せたのかを検証する。近世スペインでは、ハプスブルク朝の君主がアラゴン諸国(アラゴン、バレンシア、カタルーニャ)に対してフェロスと呼ばれる地方諸特権を保証し、それらを特権的地位として扱う統治形態をとっていたが、ブルボン朝が従来の統治体制を否定し、アラゴン諸国のフェロスと政治的諸機関を無効化し、カスティージャの法と制度に一元化する「新組織王令」を公布した。これにより、複合君主政のスペインから中央集権的な「一つの新しい画一的国家」を創出する契機となったと一般的に考えられている。それに対し、著者は、「新組織王令」公布後も地域の政治エリートが王権に対して自らの権力所有を強く表明し続けており、近世スペインの地域的集塊性の実態が根本から変化したとは言えず、「新組織王令」は確かにフランス式の王の統治を具現化するための施策として着想されたものであったが、その後も国王大権が肯定されつつも、地方特権との共存の可能性が検討されたとし、近世スペインの君主政は、継承戦争の後も「礫岩のような状態」を維持したと結論付ける。

本書の評価すべき点は、近世のヨーロッパの、中世とも近代とも異なる複合的な政体に着目し、礫岩のような国家論を紹介した点にある。第I部で紹介されている欧米の3人の論考は1970年代末から1990年代までに発表されてきた古典的名著であるが、いずれも日本では大きく取り上げられることは少なかった。近現代日本の歴史学では国民国家や中央集権への強い信念があり、近世ヨーロッパの多様で複合的な政体に対して、ある種の否定的眼差しを向けてきた。このような日本の歴史学とは対照的にヨーロッパでは、ここで紹介した論考以外にも、C. ラッセルが複合国家の概念をイギリス史に導入した「複王国」や、J. モリルによる「王朝的集塊」といった国家像が描かれてきた。日本においても1970年代末に近世ヨーロッパの研究に画期があった。1979年に出版された『近

代国家形成の諸問題』の影響が大きく、二宮宏之の社団編成論や成瀬治の身分制国家論などが紹介され、中世や近代と異なる近世に独特な国家の複合的な性質に光を当てており、日本の近世国家研究の出発点となっている。しかし、タイトルにある近代国家とは今日近世国家として扱われるべきものであり、あくまで近代国家の領域性を重視した議論であることを留意しておかねばならない。これに対して、本書では近世に固有の複合的政治編成を議論することで、ハラルド・グスタフソンの言葉を借りるならば、中世から現代に至る国家形成史の「失われた鎖の環」を議論している。また、近世ヨーロッパの持つ時代性を明らかにしている。これにより近代以降の体制化された国民国家史観に基づく初期近代国家を見直し、包括的な国制を持たず、権力の複合体としての性格を持った近世の秩序の検討を行うのに役立つであろう。

また第II部においては、近世ヨーロッパの多様な地域の「礫岩のような国家」の日本における研究に触れることができ、近世ヨーロッパ史の前線が見えてくる。ヨーロッパの東西南北の幅広い地域における政治編成の姿を総合的に提示することで、「礫岩のような国家」が近世のヨーロッパに一般的なものであったことを示している。また第4章から第8章に至る事例研究は、単なる各地域の「礫岩のような国家」の紹介にとどまるものではなく、それらがどのように形成されたのか、どのように維持されたのか、またどのようにその姿が変質していったのかといった側面を描き出し、秩序問題をめぐる地域住民の戦略や交渉を検討することによって、歴史的ヨーロッパに変動をもたらした政治社会の個性を見出している。

最後に本書に対して、いくつかの指摘を加えたい。まず「礫岩のような国家」という概念定義についてである。すでに複合国家、複合君主政といった概念定義があるが、それらの定義と具体的に何が違うのか。礫岩とは地質学の用語であるが、本書においては、個性あふれる様々な地域と人間集団を包摂しながらも、絶えざる変容の可能性を持った秩序を表現するという非均質で多様な可塑性の連結体を表す意図があるとしている。上述の

王朝的集塊を唱えたJ. モリルは「複合君主政という概念では変化し続ける複合性がどれだけ不安定なものだったか」をより適切に表現しようとして、集塊という用語を用いており、これと共通する部分があるのであろう。しかし、ハラルド・グスタフソンの提唱する国家概念は、本書の前書きをはじめとして多くの場合、「礫岩国家 (conglomerate state)」と紹介されるが、第3章の翻訳を担う古谷大輔は「礫岩のような国家」としている。その理由は明確には述べられておらず、少し曖昧に感じた。

次に複合君主政からの離脱の問題がある。第2章でJ. H. エリオットは、16、17世紀の複合君主政の柔軟性と生産能力について評価し、複合君主政からの離脱が成功した例は1523年のカルマル連合の解体から1707年にイングランドとスコットランドの統合が実現するまでの間に3つしかなかったという。それは1570年代のネーデルラント北部諸州のスペインからの離脱、1599年のジグムント3世への忠誠を拒絶したスウェーデンのポーランドの離脱、1640年のポルトガルのスペインからの離脱である。これらについての言及は非常に少ないが、これらの例外についてももう少し詳しい検討が欲しい。

最後の指摘は「礫岩のような国家」論はどこまでを射程に入れているか、またヨーロッパを中心に論じる礫岩のような国家はどのように一般化することが可能なかという問題である。近世(近藤和彦によれば1490年頃から1780年頃まで)独自の政体として検討されているが、中世と近世の複合政体の変化の契機はいつなのか。また礫岩のような国家は、近世ヨーロッパに限らず、複合的な政治秩序という観点に立てばユーラシア各地にもそのような秩序が多様に存在していた。日本史においても複合国家論や国衆論といったものが提唱されている⁽²⁾。東南アジア史においても、オリバー・ウォルターズが、どこまでが中央の支配する地域か明確ではない重層的な権力関係の錯綜した秩序をマンダラ国家論⁽³⁾で表現している。これらはヨーロッパと同様に秩序と権力を巡る人間集団の関係の中に、それぞれの地域の個性を描き

出していると考えられる。このような状況を考えるならば、日本史、西洋史、東洋史の比較が可能となり、グローバルヒストリーの観点から秩序や権力を巡る人間集団を捉えることができるのではないかと感じる。このような日・西・東の国家体制が総合的に検討され、「礫岩のような世界史」として考えが深められることを期待したい。

註

- (1) 近藤和彦「近世ヨーロッパ」『岩波講座世界歴史 16 主権国家と啓蒙』岩波書店、1999年。
- (2) 黒田基樹『戦国大名領国の支配構造』岩田書院、1997年。
- (3) 桃木至朗『歴史世界としての東南アジア』山川出版社、1996年。

(柏 恭平)

Daniel I. O'Neill

Edmund Burke and the Conservative Logic of Empire (Berkeley Series in British Studies, 10)

Oakland, California, University of California Press, 2016, 272 pp., ISBN978-0-520-28783-9

イギリス帝国を本国の人々はどのように理解していたのか。このテーマは帝国論の1つの論点として近年関心を集めている⁽¹⁾。この大きな問いのなかでエドモンド・バーク (Edmund Burke, 1729/30-1797) の帝国論にも注目が集まっている。

バークは1765年から1794年の激動期に下院議員を務めた。フランス革命に反対した保守主義者として有名だが、アメリカ独立戦争やインド問題、アイルランド問題といった帝国の問題にも積極的に取り組んだ。アメリカとイギリスの紛争では植民地の代理人を勤め、インド問題では自らヘイスティングス弾劾裁判を率いた。保守主義者とされながらも、統治される者の立場に立って行動したバークの帝国論に注目が集まるのも不思議ではない。

『エドモンド・バークと保守主義の帝国論』(以下、本書)は、そうした関心から蓄積された従来

の研究にバイアスがかかっていたことを批判して、新たな像を描き出す試みである。著者によれば、従来の研究は過度に自由主義的で反帝國的なイメージでバークの帝国論を描いている。その結果、バークの思想はフランス革命に対する保守主義と帝国に対する自由主義のあいだで矛盾してしまう。

本書はバークの帝国論が本質的に保守主義的であることを、新大陸・インド・アイルランドに関する著作、演説、書簡にもとづいて示す。本書の理解では反フランス革命思想と帝国論は矛盾しない。むしろ両者はともにバークの保守的な文明観に基づいていた。

本書の構成は以下の通りである。

導入	エドマンド・バークの保守主義の帝国論
第1章	コンテクストのなかのバークと帝国
第2章	新世界
第3章	インド
第4章	アイルランド
結論	オーナメンタリズム、オリエンタリズム、そしてバークの保守主義の帝国論の遺産

導入・第1章は総論である。本書を貫く理論的枠組みが提示され、バークの帝国論が置かれていた文脈が概観される。第2章以下は各論で順に新世界、インド、アイルランドに関する議論が詳述される。以下、各章の内容を紹介する。

本書は帝国史の2つの概念にもとづいて展開されている。「オリエンタリズム」と「オーナメンタリズム」である。オリエンタリズムは植民地社会をヨーロッパとは根本的に異なる「他者」ととらえる思考である (Othering)。オーナメンタリズムは、デイヴィッド・キャナダイン (David Cannadine) によって提唱された、植民地社会をイギリス本国と類似した階級社会ととらえる思考である (Saming)。第2章以下で、バークの帝国論が「オーナメンタリズム」を中心に、ときに「オリエンタリズム」を用いて成立していることが明らかにされる。

先行研究は「バークは帝国の擁護者でもなけれ

ば、保守主義者でもなかったという通説」(4頁)とシンプルにまとめられる。本書はこの通説に対する挑戦である。

帝国支配を正当化するイデオロギーは18世紀を通して変化した。当初は、デイヴィッド・アーミテージ (David Armitage) が言うように、「プロテスタント、商業、海、自由」がイギリス帝国の公式イデオロギーだった。しかし、7年戦争の結果拡大した領土は必ずしもその枠におさまるものではなかった。第1次帝国から第2次帝国への変化によって、公式イデオロギーと現実の矛盾はさらに拡大した。

バークの帝国論は公式イデオロギーの最後に位置する。その新しさは文明化の過程として歴史をみたくて、保守主義の帝国論を発展させたことである。オリエンタリズムとオーナメンタリズムを同時に展開することで、西洋でも東洋でも、グローバルに広がる新しいイギリス帝国を正当化し、擁護することができた。そこでは、本国の優位と多様性が同時に想定されていた。以上が導入・第1章である。

第2章は、新大陸についてである。バークは、宣言法を支持して、植民地に対する本国の主権を認めた。しかし同時に、印紙法の廃止も行った。彼は本国の主権を認めつつ、「統治は人々の気性と傾向に合致する方法で行われなければならない」と考えている (51頁)。被治者の「気性」は文明化の程度に基づいて理解される。バークにとっての文明社会は、第1に土地貴族と少数の才能ある人々で構成される「自然的貴族 (a natural aristocracy)」によって統治された社会である。第2に、自然的貴族と緊密に結びついた、組織された宗教 (organized religion) が存在する社会である。

アメリカには政府が形成されている。北部には自由と密接に結びついた宗教が、南部には奴隷制という習俗が形成されている。北部の宗教は入植者の独立心を支えている。南部の奴隷制は擬似的な貴族制度となり、自然的貴族を生み出している。バークの基準に従えば、アメリカ植民地は文明化されている。オーナメンタリズム的に植民地社会を描くことで、どれほど合法であっても、イギリ

スが権力を行使することは現地では受け入れられないことをバークは示した。

とはいえ、植民地側のラディカルな主張には賛同しなかった。アメリカが独立を選択するに至っても、宣言法の維持と課税の撤廃以上を主張しなかった。結局、アメリカに対するバークの保守主義の帝国論は、本国と植民地の類似性を強調して、親近感を維持するものだった。

一方、ネイティブ・アメリカンとアフリカ人奴隷はオリエンタリズム的に差異が強調された。独立戦争中、ネイティブ・アメリカンと手を結んで入植者を攻撃する案が出されたが、バークは反対した。組織された宗教がないために、戦争の仕方(特に捕虜の扱い方)が残酷だと考えていたからだ。階層的秩序も持たないネイティブ・アメリカンは、バークの基準では文明状態にない。彼らと協力するなどありえず、むしろ本国と植民地が協力して、ネイティブ・アメリカンの文明化を推し進めるべきだった。

奴隷制も階層制秩序の1つとして特に問題視していない。繁栄している制度を評価するバークにとって、繁栄していた奴隷貿易に反対する理由はなかった。むしろフランス革命の原理に鼓舞された西インドの奴隷反乱には嫌悪感を示している。たしかにバークも奴隷解放案を執筆している(『ニグロ法典』)。しかし、解放は奴隷の文明化が前提になっており、文明化に失敗した解放奴隷には再奴隷化が考えられていた。

入植者に対するバークの評価と、ネイティブ・アメリカンやアフリカ人奴隷に対する評価は反対だった。前者がオーナメンタリズムにもとづいて描かれる一方、後者はオリエンタリズムにもとづいて描かれた。

第3章では、1772年から1794年までの「ヘイスティングスと東インド会社に対するバークの批判の基礎は何か」が明らかにされる(93頁)。そもそも、バークはインドの文明をオーナメンタリズム的に描いた。第1に、インド社会の中心に宗教と貴族制度があることを強調する。宗教と貴族制度は文明化した社会の構成要素である。彼にとって、インドはヨーロッパと同程度に文明化し

た社会だった。第2に、ヒンズー教がカースト制を伴っている点を評価する。バークはカースト制をヨーロッパの貴族制と同一視している。さらに、ヨーロッパよりも社会に深く浸透しているため、すべての階級に物質的、文化的な繁栄をもたらしているとする。第3に、当時支配的だった「東洋的専制」のイメージを否定して、法が支配している社会としてインドを描く。バークはムガル帝国に「古来の国制」論を適応する。ムガル帝国は「法の支配によって統治されている制限君主制」(103頁)であり、大地主の古来の権利を保護している。後から入ってきたイスラムにしても、神の法が支配する社会である。このように、ヨーロッパと同じ文明社会としてインドを描くことで、ヘイスティングス弾劾裁判の聴衆の共感を誘った。

以上のオーナメンタリズム的インド理解の上で、バークはヘイスティングス弾劾を行う。ヘイスティングス弾劾はフランス革命批判と3つの点で一致する。第1に、両者とも貴族制度の破壊が非難的である。第2に、両者とも高貴な女性の凋落を悲劇的に描く。フランス革命批判ではマリー・アントワネット、ヘイスティングス弾劾では「アワドの王妃」と呼ばれたアワド太守ワージド・アリー・シャーの第二夫人である。第3に両者とも文明を破壊すると考えられている。フランスでは扇動された民衆が下から文明を破壊し、インドでは東インド会社の専制が上から文明を破壊する。バークはインドをオーナメンタリズム的に理解し、その旧体制を破壊するヘイスティングスをフランス革命と同じ文明の破壊者として理解していた。

第4章は、アイルランドについてである。18世紀のアイルランドを悩ませた問題は、第1に不在地主への課税と自由貿易をめぐる問題だった。第2に1770、80年代にプロテスタントが「入植者ナショナリズム」からアイルランド議会の法的独立を主張した問題である。第3にカトリックが政治、経済の権力から除外されていることに関する議論である。3つの議論すべてにバークは関わっていた。

不在地主への課税にバークは反対した。課税を

アイルランド議会が決めることは、イングランド議会の優越性を脅かし、帝国の序列を破壊するからである。一方、アイルランドの自由貿易には賛成した。自由貿易の主張は帝国の保護主義に反するように見えるが、バークの眼目はアイルランドに自由貿易を認めることで、アメリカの轍を踏まないことにあった。彼の自由貿易の主張は帝国の結びつきを維持するためになされた。

いわゆる1782年革命によって、プロテスタントの「法的独立」は部分的にはあるが、公式に認められた。バークはこれを認めていない。アイルランドは帝国に従属すべきと考えていたからである。イングランドはアイルランドを保護すべきとも考えていた。カトリック刑罰法への反対も帝国を否定するものではなかった。カトリックの反乱の原因は、アイルランドで真の自然的貴族の形成が阻害されたことであった。大多数のカトリックを代表していない一部のプロテスタントに不自然に権力が集中したことで、カトリックが抑圧を感じて反乱に至った。刑罰法の撤廃によって、カトリックを含んだ真の自然的貴族を用意することがバークの目的だった。刑罰法の撤廃だけを見れば民主的で反帝國的に見えるが、彼はアイルランドの階層制秩序を正そうとした保守主義者だった。

バークの保守的なアイルランド改善策はユナイテッド・アイリッシュマンと対立した。彼らはフランス革命の平等主義を支持し、民主的な選挙を要求した。バークの見立てではそれは自然的貴族の復活を不可能にして、文明を破壊するものだった。彼らはアイルランドの帝国からの完全独立までも主張した。これもバークの保守主義の帝国論からすれば認められないものだった。彼によれば、ユナイテッド・アイリッシュマンが支持を得た原因は、プロテスタント支配層がカトリックに対してオーナメンタリズム的な見方をしなかったことにあった。プロテスタントの下層までもがカトリックとともに反発したことで、プロテスタント支配層の失政は明らかだった。

18世紀イギリス帝国に関するバークの政策は、文明と文明化の過程の保守的理解にもとづいてい

た。これが本書の主張である。結論ではこの分析の含意が示される。

第1に、帝国と自由主義の関係に近年の学術的な関心が集中していることで、帝国と保守主義の関係が見落とされていることがわかる。バークが非自由主義的な帝国防衛を発展させたのはフランス革命批判と符合する。キャナダインが指摘するように、保守主義の帝国論は全盛期(1857-1953年)にイギリス帝国主義にとって実質的に最も重要なものになった。トマス・メトカフ(Thomas Metcalf)と同様、バークは18世紀中頃から20世紀にいたるまでイギリスが使った帝国の正当化の要素を作った中心的な人物だと著者は考えている。

第2に、オリエンタリズム的なバークの側面についてである。ネイティブ・アメリカンやアフリカ人奴隷は他者とされ、「文明化の使命」の対象だった。しかし、サイドのオリエンタリズムとの違いがある。まず、バークのオリエンタリズムは地理的に規定されたものではない。北アメリカ先住民の異質さを主張する一方、インドの統治を「東洋的専制」と見る伝統をバークは拒否した。次に、バークにとっての他者は人種やジェンダーによるものではなく、貴族制と宗教の有無によるものだった。

第3に、バークはアイルランドの混乱はプロテスタント支配層の失政のせいだと主張する。問題を帝国の責任ではなく、現地政府の責任に帰す方法はその後にも現在に至るまで見られる。

第4に、バークは自由貿易が帝国を支えるものだと考えていた。これは自由貿易が帝国や帝国主義の解毒剤として作用したとする「温和な商業(doux commerce)」理論に反する。

第5に、帝国に関するバークと啓蒙主義の関係である。バークはスコットランド啓蒙の影響を受けているが、その歴史理解を文明化の過程の保守的な見方に変化させて、アメリカの入植者植民地主義とインドの帝国の征服(ロバート・クライブによる征服)を擁護した。それらはスコットランド啓蒙では否定されていた。

第6に、バークは啓蒙思想と関係しているもの

の、普遍的な理論から議論を展開しているわけではない。彼を人道主義者や普遍主義者と見るのは誤りである。第2次大戦後展開された、バークの思想は自然法思想に基づくとの主張には反対する。

第7に、バークは常に宗教を重視した。しかし、教義ではなく、それが社会のなかで果たす役割を評価した。階層制秩序を維持するがゆえに、宗教が重要だった。この点から言えば、バークの帝国論はヨーロッパの旧体制を守ることに関連していた。

最後に、バークを反帝国的で自由主義的のみならず研究はあまりにもテキストに基づいていない。バークの帝国論が実際どのようなものだったかを踏まえて議論すべきである。

以上述べたように、本書はバークの帝国論が保守主義的であることを示そうとしている。すでに思想史の立場から2つの書評が書かれている。1つは佐藤空によるもので、いま1つはエドワード・アンドリュースによるものである⁽²⁾。両者は共通して、「保守主義」の語でバークの論理をまとめることの妥当性に疑問を呈している。たしかに犬塚元の最近の指摘で、バークを保守主義の創始者とみなす見方は19世紀から20世紀の世紀転換期に徐々に広まったことが明らかになった⁽³⁾。

オニール自身もこうした批判があることは予想していたようだ。バークを保守主義と呼ぶのは、第1に彼がウィッグに属していたこと、第2に保守主義の語が18世紀にはなかったことから歴史的に厳密ではないと書く。しかし、第1の論点はバーク思想の中身を無視しており、第2の論点はそうなると18世紀以前の思想を保守主義とも自由主義とも指し示すことができなくなる。オニールによれば、「近代保守主義を政治的ドクトリンであるに加えて政治的イデオロギーの実質的な表現のまとまりとするなら」、バークの思想は「先駆的な保守主義の中心的な表現を代表している」(7頁)。

ここからわかるように、19世紀の概念を18世紀末にまで拡張することが本書の基本的なスタンスである。これが本書の短所でもあり、長所でも

ある。バークの思想自体を明らかにするうえで、19世紀の分析概念を当てはめる手法は問題があるだろう。しかし、バークと19世紀、20世紀の帝国史の連続性を考えるならば、本書の分析の仕方は有益である。

本書はオーナメンタリズムとオリエンタリズムを主たる分析概念としていた。オーナメンタリズムを提起した、デイヴィッド・キャナダイン『オーナメンタリズム』(邦題『虚飾の帝国—オリエンタリズムからオーナメンタリズムへ』)は「1850年代から1950年代にかけての時期を中心に考察した書⁽⁴⁾」だった。本書はバークをオーナメンタリズムの先駆者と見て、キャナダインの議論を18世紀後半にまで拡大したといえる。

佐藤とアンドリュースはオーナメンタリズムをバークに適用することへも疑問を呈している。イギリスと異なる社会に類似性をみるのがオーナメンタリズムだとすると、イギリスと同じ文明に属するとバークが考えていたアメリカ植民地はそもそもオーナメンタリズムの対象から外れるのではないか。同様に、バークの帝国に関する思考のなかにネイティブ・アメリカンやアフリカ人奴隷は存在しなかった。これがオリエンタリズムなのか⁽⁵⁾。

しかし、そもそもキャナダインは『オーナメンタリズム』でオーナメンタリズムの先駆者を18世紀にまで遡っている。バークのヘイスティングス弾劾も取り上げられている⁽⁶⁾。アメリカに入植した人々のオーナメンタリズムも「周辺に押し込められ搾取された先住民の上に、本国に残してきた入念にランク付けされた社会的ヒエラルキーの完全な複製を作ろうとした⁽⁷⁾」と言及されている。キャナダインが言うのは実際に入植した人々の意識で、バークがそれをどう見たのかではない。しかし、オニールがアメリカ植民地社会のバークの認識をオーナメンタリズムとするのはそれほど外れてはいない。一方、オリエンタリズムの側面においても、「現地の非白人種、先住民、アフリカ系アメリカ人たちが「劣った人間として侮蔑的に無視」されていた実例としてバークが登場する⁽⁸⁾。オニールがオーナメンタリズム・オリエン

タリズムをパークに適用するのは妥当である。

もちろんここからはパークにオーナメンタリズムの側面、オリエンタリズム的な側面があると言えるだけである。18世紀末のイギリス帝国が全体にオーナメンタリズム的だったことや、それが19世紀に直接つながったことは示されない。これらは別の研究が必要だろう。

しかし、本書の分析はオーナメンタリズムの新たな要素を析出した。カナダインが目にしたのは、人種・ジェンダーによる差異の構築にときにまさる、地位・階層社会による親近性の構築だった⁽⁹⁾。19世紀中頃から20世紀のオーナメンタリズムは、本国の貴族が先住民の高位のものに親近感を覚えるといった、本国人の立場と結びついたものだった。一方、パークは文明を理論化したうえで、統一的に差異の構築と親近性の構築の両方を行った。これは19世紀のロマン主義とは異なる18世紀の啓蒙主義のオーナメンタリズムといえるかもしれない。

著者の本来の主眼は、パーク思想が自由主義ではなく、保守主義であることを示すことだった。しかし、パークが保守主義的なのか、自由主義的なのかは定義しだいの側面がある。パーク思想自体を明らかにするには19世紀の概念は用いない方がよいだろう。むしろ本書の価値は、カナダインが展開したオーナメンタリズムの18世紀の先駆者として、パークを詳細に検討したことにある。本書の分析の結果は、差異の構築だけではなく、親近性の構築にも関心を寄せたイギリス帝国の理解を深めることに役立つだろう。

註

(1) 平田雅博「帝国論の形成と展開——文化と思想の観点から」『社会経済史学』第80巻4号、2015年、479-483頁。

(2) Sora Sato, “Edmund Burke and the Conservative Logic of Empire”, *Intellectual History Review*, 27-2 (2017), pp. 277-279; Edward Andrew, “Edmund Burke and the Conservative Logic of Empire”, *The European Legacy*, 22-7/8 (2017), pp. 863-865.

(3) 犬塚元「受容史・解釈史のなかのパーク」中

澤信彦、桑島秀樹編『パーク読本——〈保守主義の父〉再考のために』昭和堂、2017年、第1章。

(4) 細川道久「訳者解説」デイヴィッド・キャナダイン（平田雅博・細川道久訳）『虚飾の帝国——オリエンタリズムからオーナメンタリズムへ』日本経済評論社、2004年、261頁。

(5) Sato, *op.cit.*, pp. 277-278.

(6) キャナダイン、前掲書、20頁。

(7) 同上、18頁。

(8) 同上、17頁。

(9) 同上、7頁。

(森井一真)

Larry Wolff

The Idea of Galicia

History and Fantasy in Habsburg Political Culture

Stanford, Stanford University Press, 2010, xi+486 pp., ISBN978-0-8047-8312-5

冷戦構造の崩壊後、中欧・東欧史研究において、複数民族の平和的共存を試みる先行例としてこれらの地域、あるいはハプスブルク帝国を参照する研究があらわれた。これらの先行例が成功例ではないというのは現代世界が示す通りだが、それでもなお続く民族紛争の解決やヨーロッパの統合への手掛かりとしての期待がこめられた。この動きは、1990年代以降続いた東欧諸国のEUやNATOへの加盟に後押しされた。現在もこの傾向が衰えることはなく、むしろ「ヨーロッパ」なるものが西側から崩壊しつつある現実を前に、ますます盛んになっているようにさえ思われる。

本書『ガリツィアをめぐる思想：ハプスブルクの政治文化における歴史と幻想』は、1772年から1918年に至るまでハプスブルク帝国が領有していたポーランドの一分割領、いわゆるガリツィアにおける政治文化を検討したものである。ところで、ガリツィアが一つの文化的、思想的単位と捉えられることは実に少ない。文学を例に挙げると、ガリツィアで生まれた作品は、大抵はドイツ文学やポーランド文学、ウクライナ文学そしてイ

ディッシュ文学など、それぞれの民族文学の文脈に回収される。しかし著者は膨大な資料を用いてガリツィアに特有の思想を浮かびあがらせ、単なる政治的存在に留まらないガリツィア像を見出した。ガリツィアは現在、ポーランドとウクライナの国境地帯となっており、今や過去の存在である。しかし現存しないはずのガリツィアは「亡霊となって」、現在に至るまでその影を落とすのだという。その「亡霊」の正体を探るのが、本書の目的である。

著者ラリー・ウルフは、『東欧の発明』で知られるニューヨーク大学の東欧史家である⁽¹⁾。啓蒙思想のうちに潜む区別と序列化の論理を看破し、「東欧」という概念がその産物であると結論づけた彼は、その典型をガリツィアに見出した。すなわちガリツィア（あるいは東欧）は、そもそも非西欧的な「野蛮な」ものとして創出されたのである。このことは、蛮族の住まう地としてガリツィアを「発明」したハプスブルク帝国が、その地を文明化する使命を自らに負わせたこととコインの表裏をなす。本書はそうした「文明化」の軌跡を辿るものである。その一方で、「野蛮」とされるガリツィアの人々はそうした「文明」を吸収し、自らの手で再構成した。文明化の主体だけでなく、文明化される客体、そしてそれら相互の関わり合いに関する叙述こそ、特筆すべき本書の特徴である。

ガリツィア研究は、1) その後進性に注目し、農民を対象にしてその後の共産主義とのかかわりを論じるもの、2) ウクライナ・ナショナリズムの源流として、ルテニア人農民に焦点を当てるもの、3) ガリツィアの実権を掌握したポーランド人や、彼らのハプスブルク国内での位置づけを追うもの、以上3つの潮流に大きく分けられる。1はこの地域が冷戦期に共産圏に含まれたことから生じた、共産主義の前史としての研究であり、冷戦期のガリツィア研究といえば専らこれであった。2は冷戦構造の崩壊後、独立したウクライナの国家としての起源をたどるものであり、国民国家史観の極致といえる。3も1990年代から見られるようになった潮流であるが、これは同時期に

盛んになった、多民族共存の手がかりとしてのハプスブルク帝国研究の文脈で語られる。いずれの潮流も、共産圏や国民国家、あるいはハプスブルク帝国といった文脈の中でガリツィアを語るものであり、ガリツィアそのものに焦点を当てるものではなかった。

本書が以上のような研究と大きく異なる点は、思想 the idea に焦点を当てている点である。これまでガリツィアは、ポーランドやウクライナの独立の前史、すなわちこれらの国家に属することが自明であるものとして扱われてきた。しかし思想を通じて、国民国家史観には回収されない、ひとつの固有な政治空間が存在していたと示すことに成功している。

まず著者は序章にて、本書が「思想としての場の研究」であると明示する。先述の通り、ガリツィアはハプスブルク帝国による政治的人工物であるが、まさにそこで独特の文化・思想が形成されたことを強調する。そしてそこでは、歴史や知識人が重要な役割を果たした。それでは「ガリツィア」とは何だったのか。各章の紹介に移りたい。

第1章はガリツィアの誕生を扱った章であり、その対象は1772年（第一次ポーランド分割）から1795年（第三次ポーランド分割）である。先に触れたように、著者はガリツィアをオーストリアによる啓蒙の産物として理解する。その際名前はかつてのルテニア人の国家から採られ、また支配の正統化に用いられたのは中世ハンガリーの支配領域であった。第三次ポーランド分割では、オーストリアはポーランド人が多数居住する、より「ポーランド的な」領域（＝西ガリツィア）を手に入れ、第一次分割で得た、ルテニア人が多く住む領域（＝東ガリツィア）に組み込んだ。この二つの異なる性質を持つ領域の併合が、ガリツィア固有のアイデンティティを生み出す素地となった。

第2章では、ワルシャワ大公国が建国されたナポレオン戦争期から1830年代にいたるまでの時期を扱う。ワルシャワ大公国の建国は、ポーランド人にとっては祖国の再生であり、結果としてガリツィアにおけるオーストリアの求心力は失われ

た。これを受け時の宰相メッテルニヒは、求心力を失った啓蒙思想に代わり、近代的国家理性に基づく新しい原理（すなわち保守主義）がガリツィア領有の正統化に必要であると考えた。一方知識人の間でポーランド人とドイツ人、そしてルテニア人の文化を架橋することで、真の「ガリツィア人」を創出しようという動きが生じたことを指摘することも忘れていない。

続く第3章では、ガリツィア出身の小説家レオポルト・フォン・ザッハー＝マゾッホ（1836～1895）に焦点を当て、彼の眼に映るガリツィア像を検討している。マゾッホといえば「マゾヒズム」で著名であるが、彼の作品にはガリツィアの農村風景が多く描かれており、当時のガリツィアを理解するうえで欠かすことのできない人物でもある。本書は、マゾッホの被害嗜好が領主による農民の搾取のようなガリツィアの暴力性が表出したものだと解釈する。そうした暴力の極致が、1846年に起こった貴族層によるガリツィア蜂起、およびそれに続いて発生した、農民による貴族層の大虐殺であった。

この大虐殺をめぐる思想に焦点を当てたのが第4章である。農民を扇動することで間接的に大虐殺を引き起こした君主国は、ポーランド人の不信を受けることになった。またガリツィアの知識人が、君主国が推し進めるヨーゼフ以来の「文明化」イデオロギーの序列化論理を認識したのもこの頃であった。すなわち「文明化されたオーストリア／野蛮なガリツィア」という二項対立によってガリツィアは「野蛮」たることを強いられている、とガリツィアの知識人は結論付ける。もっとも、ガリツィアが潜在的に暴力の火種を持っており、そこに君主国がつけこんだこともまた事実であろう。この大虐殺はガリツィアの矛盾した現実を可視化したが、それ以上にこうした矛盾を克服しようと、ガリツィアの視点、あるいは君主国の視点からの大虐殺の再解釈が試みられたことを本書は強調する。大きな矛盾をはらみながらも、ガリツィアは一つの政治空間として内面化されていたのである。

第5章は、1848年の「諸国民の春」を経て生

じた、ガリツィアならびに君主国の変化を追った章である。本章の一つの柱は、新聞チャスである。チャスは君主国に忠誠を誓い、「ガリツィア」の一体性を主張する保守的論調のイデオログとなった。本章のいまひとつの柱は、皇帝フランツ・ヨーゼフの即位である。彼の言葉は一連の革命が君主国に与えた打撃と、それに対する回答を如実に表している。「君主国のすべての地域と人種を、一つの偉大な国家に団結させる。」フランツ・ヨーゼフは、君主国の多様性を包摂する「国民」を構想したのである。この頃ガリツィアでは、ルテニア人が多く住む東ガリツィアと、ポーランド人が多く住む西ガリツィアの分割を求めるルテニア人の主張が力を増してきた。これを受けて、ポーランド人の側では2つの反応が起こった。一つはポーランド人とルテニア人の一体不可分性の主張であり、もう一つはルテニア人ネーションの否定であった。ここで著者は、ポーランド人の中に共通してガリツィア分裂の危機を乗り越えようとする姿勢が生じていることを指摘する。またガリツィアのポーランド人は自治を求めたが、それはあくまでも独立の代替としてであった。ポーランド人はこの代案を正当化するために、新たなアイデンティティの拠り所としてガリツィアを選択した。こうして追求された「ガリツィア」というアイデンティティは、それでも未だに不確かであった。

第6章では、ポーランド人が自治を得た1860年代後半から1880年代頃を検討の対象とする。ガリツィアが自治を達成した1868年、『ガリツィア専門事典』が編纂された。「ガリツィア」を謳ったこの事典はガリツィアの一体的なアイデンティティに貢献するはずであったが、この事典は強いポーランド性を帯びたものであり、政治的なポーランド人の覇権と密に絡み合った産物であった。結果的にこの事典は、ユダヤ人やルテニア人とポーランド人との亀裂を深めることになったのである。もっともこれがポーランド性を積極的に主張する類のものではなく、あくまで一つの政治的単位としての「ガリツィア」を視野に入れたものであったことは、著者が指摘する通りである。一方チャスはガリツィア内でのポーランド人の覇権

を主張し、ガリツィアをイデオロギーの面で支配した。ルテニア人はこれに対抗し、分割をはじめとした、「ルテニア人のいるガリツィア」を構想し、積極的に主張した。またユダヤ人もガリツィアとしての一体性を主張し、自らの居場所を守ろうとした。こうして認識の差はあれ、「ガリツィア」という、政治面にとどまらないアイデンティティのレベルでの独立した単位を想像し、それぞれの立場からガリツィアの再構成を試みた。一方で、皇帝フランツ・ヨーゼフはそうしたアイデンティティが独立したものではなく、むしろ君主国や皇帝自身と結びついていると認識していた。また貧困に代表される経済や社会の後進性は未だに改善されていなかった。社会の悲惨な実態は統計技術の発達による客観的なデータによって示されるようになり、ヨーゼフ時代の「啓蒙」は社会科学によって再構成されることとなった。

続く第7章が対象とするのは、いわゆる「世紀末 fin-de-siècle」の時代である。ハプスブルク帝国史の文脈で「世紀末」文化といえばウィーン文化が真っ先に挙げられるが、ウィーンの文化的繁栄は各領邦との関係なしにはあり得ず、当然ウィーンの文化も各領邦に影響を与えた。ガリツィアとしてその例外ではなく、「世紀末」文化はガリツィアの文脈において再構成された。本章では、クラクフを中心に発展したポーランド文化運動である「若いポーランド運動」に言及する。本書はこれがポーランド的であると同時に、ガリツィア的でもあると指摘する。それは、この運動が大虐殺に象徴されるガリツィアの様々な軋轢——貴族と農民、ポーランド人とルテニア人そしてユダヤ人、理想と現実——から生じたものだからである。

第8章は、世紀転換期に徐々に表出したガリツィアの矛盾を跡づける、クライマックスの前段にあたる章である。身分制が解体され、社会的な縦のまとまりが強まる一方で、民族的な横の分断線はよりその深さを増した。ルテニア人の側では、ロシア帝国内のルテニア人の動きと呼応して、ウクライナ・ナショナリズムが発展した。ガリツィアのルテニア人は選挙においてポーランド人と同等の権利を与えられておらず、その怒りの

矛先は自治の恩恵を享受するポーランド人と、それに加担する君主国に向けられた。知識人の側では、こうしたガリツィア内部の矛盾の解決が試みられた。1907年には君主国全体で男子普通選挙が実施され、貧民として常に周縁におかれ続けたルテニア人は新たに選挙権を得て、帝国議会やガリツィア政治におけるプレゼンスを増した。しかしそうした中でガリツィア総督アンジェイ・ポトツキがルテニア人に暗殺されるという事件が起こる。著者はここにガリツィアの矛盾の極致を見出し、それが後のサラエヴォ事件にもつながるものであると指摘する。こうした矛盾は、ガリツィアに生じた亀裂がもはや修復不可能であることを如実に示すものであった。

冒頭で述べたように、ガリツィアは第一次世界大戦を経て独立したポーランドに組み込まれて地図上から消滅した。第9章はこの、政治的枠組みとしてのガリツィアの「清算」を扱った章である。ガリツィアは第一次世界大戦において東部戦線の主戦場となったばかりでなく、その後もアウシュヴィッツに象徴されるような凄惨な暴力の舞台となった。ハプスブルク帝国の支配を離れたことにより、ガリツィアがその多元性を束ねる紐帯を失ったことがその要因であると筆者は論じる。

ガリツィアはその後、どうなったのであろうか。その問いに答えるのが、最終章の第10章である。独立ポーランドによるガリツィア編入を主導したのはユゼフ・ピウスツキであった。彼は分割以前の共和国のような「ヤギェウォ」的ポーランドを、ヨーロッパの地図上に甦らせようと活動した人物である。彼は、その広大な領域に居住する様々な民族を包摂するポーランド国家を志向しており、独立したポーランドは彼の理想に沿って形成された。しかし第二次世界大戦は、ガリツィアだった領域にまた違った状況を提供した。ナチス・ドイツとソ連により、ガリツィアだった領域は東西に分断され、そのいずれもが共産圏に組み込まれた。しかし1990年代に共産圏が崩壊し、ソ連からウクライナが独立した。ガリツィアはその時、ハプスブルク帝国への郷愁を伴って、人々の記憶の中で甦るといふ。

以上が本書の大まかな内容である。本書の最大の特長は何よりも、文明化の手段として与えられた枠組みであった「ガリツィア」が、様々な主体によって再構成されるさまを描き出していることだろう。冒頭でも述べたが、ハプスブルク君主国による啓蒙の産物であったはずのガリツィアは自らその存在を成長させるようになり、さらにそれが君主国によるガリツィア統治のあり方にも影響した。このことは、啓蒙が一方的な押し付けに終わるものではなく、互いに作用しあう双方向のものであることを明確に示している。しかしそれだけでなく、その啓蒙の主体的再構成に限界があったことをも克明に描き出していることは重要だろう。本書の対象がポーランド人でもルテニア人でもユダヤ人でもなく、「ガリツィア人」であることを、この叙述をもって示しているのである。勿論、これを可能にするのが膨大な資料の活用であることは言うまでもない。また、序章にて本書を Intellectual History と位置付けていながらも、知識人ととらわれず農民階級やルテニア人への目配りを両立させていることも特筆すべきだろう。こうした視野の広さが、ガリツィアをめぐる思想の多角的な検討を可能にしている。

しかしこうした優れた研究ではあるが、評者には大きく分けて2点、疑問が残っている。1つ目は、「ガリツィア的」あるいは「領邦的 provincial」と表現されるものが、結局不明瞭であるように思われる点である。そもそも一口にガリツィアをめぐる思想といっても、その内実は多様であった。ポーランド人が抱いたポーランド揺籃の地としてのガリツィアと、ヨーゼフ2世の認識のような野蛮な最後進地域としてのガリツィア、そしてルテニア人が掲げた故国としてのガリツィアといったそれぞれの「ガリツィア」の間には、大きな隔たりがある。「ガリツィア」を論じる各々の主体は、多面的なガリツィアのイメージの中から、自らのイデオロギーに合ったガリツィア像を恣意的に選択し、利用してきた。こうしたガリツィアをめぐる立場、あるいはイメージそのものの違いをすべて「ガリツィア的」と呼ぶことはできるのだろうか。そこから、「ガリツィア的」なアイデンティ

ティとは結局何だったのか、という問いが浮上する。本書では、これが度々“non-national”であること、すなわちハプスブルク帝国の精神に基づき、ナショナルな(national)分断線や軋轢を乗り越えようとする試みであったことが強調される。しかし評者は、ナショナルな境界線の積極的な克服を試みたというよりもむしろ、その分断を前提とした共存の模索、すなわち棲み分けにあったのではないだろうかと考える。ある意味では、ガリツィアをめぐる思想はナショナルな思想であり、極端に言えばある種のナショナリズムであるということもできるだろう。そしてそれは同時に、本書でも再三指摘されているように、ハプスブルク帝国による多民族共存の追求の表れでもあった。ガリツィアもまた、力を強めていく各エスニック集団のナショナリズムを前に共存の道を探るハプスブルクの実験場の一つであった。その意味では、ガリツィアの試みはこの上なくハプスブルク帝國的(imperial)ものであったといえよう。このことを鑑みれば、本書が領邦的だと語るアイデンティティは、ネーションの、あるいは帝国のアイデンティティと大きく重なり合うものであった。著者がこのことを認識しているのは本書の叙述からも明らかだが、こうしたハプスブルク帝国、領邦、そしてネーションの関係を整理し、そのうえで領邦的なガリツィア・アイデンティティの意味するところを明確にしておく必要があるように思われる。一つ問いを投げかけるとすれば、第7章にて「若いポーランド運動」をガリツィア的だと評しているが、第10章にて取り上げられる、同じくガリツィアの軋轢を目の当たりにしたロマン・ドモフスキによる排外的なポーランド・ナショナリズムは「ガリツィア的」だと言えるだろうか。

2つ目は、著者がガリツィアを「人工物 artifice」と表現していることである。無論、ガリツィアはポーランド分割に参加したオーストリアによって創出された政治的領域であり、この表現は何ら間違っていない。しかし国境を明確に定めた領域国家が誕生して以降、こうした「人工物」はガリツィアに限らないものであるはずだ。むしろ評者には、ガリツィアが「合成物」であるように思わ

れる。「自然な」民族的境界に逆らい、性格が大きく異なる東西ガリツィアを敢えて一つの政治的単位として創出した点に、オーストリアの作為が見られる。そしてこのことは、正統化のための歴史の利用のあり方を歪なものにした。すなわち、名前の根拠をかつてのルテニア人の国家に、領域の根拠を中世ハンガリーに求めながら、階級構造は分割以前のポーランド＝リトアニア共和国を引き継いだ、奇妙なキメラが創り出されたのである。こうした特徴は、「人工物」という言葉では表現しきれないのではないだろうか。ポーランド分割やガリツィアの誕生を含めたその帰結は、領域国家の形成という観点から見ても非常に興味深い現象であると思われる。そのような意味でも、ガリツィアは「実験場」だったと言えるだろう。

本書があぶりだした「ガリツィアをめぐる思想」は、「ヨーロッパをめぐる思想」にも敷衍しうる、きわめてアクチュアルな問題である。もはや自明のものではなくなったヨーロッパとしての一体性を問い直し、国民国家を超越する新たなヨーロッパ・アイデンティティを再構成するにあたって、ガリツィアの実験は示唆するところ大であろう。本書の射程が東欧という枠組みに収まらないものであることを、評者は確信している。

註

(1) Larry Wolff, *Inventing Eastern Europe: the map of civilization on the mind of the enlightenment*, Stanford, Stanford University Press, 1994.

(工藤雅史)

James Smethurst

The African American Roots of Modernism

From Reconstruction to the Harlem Renaissance

Chapel Hill, The University of North Carolina Press, 2011, 252 pp., ISBN978-0-8078-7185-0

アメリカにおけるモダニズムは1960年代の公民権運動を境に大きく変化した⁽¹⁾。公民権運動以前はモダニズムの手本はT・S・エリオットやエ

ズラ・パウンド、ジョイスのような20世紀初頭のヨーロッパ系白人作家の作品であり、白人の領域であることが前提であった。しかし公民権運動以降、黒人文化を再評価する動きが増加しており、特に1920年代に隆盛した黒人文化運動ハーレム・ルネッサンスは黒人モダニズムの原点として評価されている。たとえば、1987年にヒューストン・A・ベイカー・ジュニアは従来のモダニズムの理解が白人の領域に限定されていることを批判した上で、ハーレム・ルネッサンスに「形式の修得」と「修得の変形」という2つの戦略を見出した⁽²⁾。ハーレム・ルネッサンスは現在に至るまで注目され続けており、2010年にはジェフェリー・O・G・オグバーの『ハーレム・ルネッサンス再考』、ミリアム・タゲートの『黒人モダニズムの表象 ハーレム・ルネッサンスの言語的・視覚的戦略』が出版されている⁽³⁾。

今回取り上げるジェームズ・スметットハースト著『モダニズムのアフリカ系アメリカ人起源—再建期からハーレム・ルネッサンス』も黒人文化にモダニズムを見出す研究潮流の中に位置づけることができる。しかし、本書は従来の研究よりもさらに時代を遡って再建期からハーレム・ルネッサンスの時期（特に1890-1919年）にアメリカモダニズムの根源を捉えている点で異なっている。本書の目的は黒人文化はモダニズムであると主張することよりも、人種隔離体制ジムクロウと黒人文学、アメリカモダニズムの関係を描き出し、当該時期の重要性を提唱することである。ジムクロウの台頭という社会背景が黒人文学にどのような影響を及ぼしているか、その影響の重要性を知ることができる著作である。評者は1920年代社会とハーレム・ルネッサンスの関係性に関心があり、本書を取り上げることはハーレム・ルネッサンスを生み出した基盤を理解する上で有用である。また主観的考察を中心とする黒人文学研究に対して、本書はジムクロウという社会背景と黒人文学との関係性に注目している点で評者の関心と一致していることも取り上げる理由の1つである。

本書の構成は序論、5つの章立て、結論となっている。序論では議論の方向性が示されている。

南北戦争後、アメリカは黒人と白人が平等になる社会の「再建」の道を歩み始めた。憲法修正第13条（奴隷制廃止）、修正第14条（公民権保障）、修正第15条（黒人の参政権保障）によって黒人と白人は憲法上平等になった。しかし、1870年代後半から南部を中心にジムクローという人種隔離が進められ、1890年には「再建」の理想に取って代わった。本書はジムクローの台頭によって黒人文学・文化は発展し、黒人文学の領域を越えてアメリカ文学の特徴を形成するに至ったという立場をとる。

第1章ではアメリカ人でありかつ黒人であるという「二重意識」、言い換えれば、黒人は憲法上アメリカ市民であるにもかかわらず現実には非アメリカ市民として差別を受けているという苦悩について述べられている。この黒人の矛盾した境遇について言及した作品として有名なのはW・E・B・デュボイスの『黒人のたましい』（1903年）である。しかし著者はアメリカ市民でありながら、アメリカ市民ではないという苦悩はデュボイス独自の考えではなく、デュボイスと同世代の黒人作家（ポール・ローレンス・ダンバー、ブッカー・T・ワシントン、チャールズ・W・チェスナット）も感じていたことを強調する。黒人の「二重意識」は1890年代頃から多くの黒人に広く共有されたものであったのだ。この背景にはジムクローの台頭によって黒人がアメリカ市民から排斥された状況があった。南北戦争後、憲法上はアメリカ市民となった（元奴隷の）黒人はジムクローによって非アメリカ市民として扱われることになったからだ。結論として著者は黒人こそが自己のアイデンティティと向き合い、複雑な心の中の葛藤を表現した最初のモダニストであると評価する。このような自己のアイデンティティの二重性を描写する姿勢は、その後の20世紀以降のマイノリティ集団による「移動物語（migration narrative）」へと引き継がれていき、アメリカモダニズムの1つの特徴となったのであると著者は結論づける。

第2章では文学における南北戦争の黒人兵士表象が持つ意味の変遷を追う。南北戦争中の黒人作家たちにとって南北戦争はアメリカを悪魔的奴隷

制から救うための戦争であり、黒人兵士はアメリカの救済のために犠牲になった英雄であった。南北戦争後には、黒人のアメリカ市民権を主張する文脈の中で黒人兵士は黒人の市民性や人間性の象徴としての意味合いが付け加えられるようになった。しかし、1870年代後半から「再建」の理想に代わってジムクローが南部で制度化され、黒人と白人の実質的な平等が絶望的な状況になっていくにつれて黒人兵士表象がアメリカ（白人）社会への批判という文脈で使用されるようになっていった。1900年代に入ると、南北戦争の黒人兵士表象は姿を消し、第一次大戦の黒人兵士表象に取って代わられるが、これは文学表象を通じたアメリカ社会批判の文脈が形を変えて継続されたのだと著者は主張する。さらに文学表象を通じたアメリカ社会批判の戦略は南東欧系移民や21世紀におけるベトナム難民の物語に引き継がれており、著者はジムクロー期の黒人作家の功績を高く評価している。

第3章ではジムクロー初期の黒人の移動にまつわる物語とその移動によって生まれた新たな人種領域について述べられている。奴隷制時代の奴隷物語というのは逃亡奴隷が自由や自立を求めて北部へ旅をする物語であり、これによって奴隷としてプランテーションに縛られ自由を奪われる南部とアメリカ市民としての自由がある北部という南北イメージが創出された。世紀転換期には逆に北部で市民としての教養を得た黒人が南部へ戻り、黒人の地位向上、市民権拡大のために活躍する場面が描写された。この変化の背景には1870年代後半から南部を中心に台頭し始めたジムクローが北部まで拡大し、自由があるはずの北部でも南部と同じ人種差別と隔離が勢いを増してきた状況があった。さらにそれまで南部農村で暮らしてきた黒人たちにとって都市化された北部の生活様式は全く違うものであったため、彼らは孤独感や疎外感を感じ、南部農村での暮らしを懐かしんだ。このような事情の下、南部農村が黒人の空間／故郷として認識され、北部から南部への回帰の物語が描かれるようになったのである。また北部都市において黒人居住区が姿を見せ始め、アメリカ全体

で空間的な「黒人」の領域が作り出されつつあった。そして「黒人」領域創出の結果、不安定な状態に置かれた混血の人々が物語の素材として注目され始めた⁽⁴⁾。これらの物語の多くは黒人と白人を両親に持つ肌の色の白い混血の主人公が自らの居場所を求めて白人社会の北部と黒人のルーツである南部を移動し続けるも、最後には悲劇的な結末を迎えるという内容である。混血の物語の重要性はアメリカにおける南北対立軸に人種や文化についての不安を結びつけて描写した点にある。つまり、奴隷制時代に誕生したアメリカの南北対立軸は、奴隷制廃止後のジムクロウの台頭によって人種の意味合いが付与され、ハーレム・ルネッサンス期のパッシング小説へと結びつくと著者は結論づけている⁽⁵⁾。

第4章では黒人作家とボヘミアン、モダニズムの関係について言及している。ボヘミアンとは主流社会の社会的規範（人種やジェンダー、階級）に反する行動をする人々を指す。著者はアメリカモダニズムの発展にはボヘミアンの台頭に関わっていると主張する。まず著者は1890年代のボヘミアン描写の例としてダンバーの作品を取り上げている。ダンバーにとって白人ボヘミアンは主流社会に逆らう姿勢を持ちながらも、主流社会の人種観に囚われている矛盾した存在であり、人種観に抵抗する黒人ボヘミアンこそが真のアメリカ・ボヘミアンであった。第一次大戦後、因習打破の精神を持つボヘミアニズムはラディカリズム（フェミニズム、社会主義、労働運動）と結びつき、徐々に政治化した集団となっていった。そして彼らは雑誌というメディアを通して因習打破の精神を社会に発信するようになった。さらにボヘミアンたちは自らを平等主義者と謳い、黒人芸術家に接近して彼らの作品を社会に発信する機会を提供したのである。政治化したボヘミアンと雑誌というメディア、黒人芸術家の3つの要素が交錯した結果、黒人芸術家が台頭する下地が完成し、黒人モダニズムが形成されたと著者は主張する。同時に、人種境界が曖昧なボヘミアンの環境はアメリカ的な文学とモダニズムが発展する基盤であったとしている。

第5章ではアメリカモダニズムをフェミニズムの視点から捉え直しを行っている。ボヘミアンたちは人種規範だけでなくジェンダー規範にも関心があった。特に第一次大戦後には女性参政権運動が盛り上がりを見せ、1920年の女性参政権付与が実現し、女性の領域は家庭外の政治に拡大した。また、ヴィクトリア的女性像とは全く異なるフラッパーと呼ばれる若い女性が登場するのも同時期である。フラッパーたちは露出の多い服を着用し、タバコを吸い、髪を短くするなどこれまでタブーとされてきたことを堂々とやっていた。さらに、ボヘミアンの中には同性愛者も数多く存在していた。このような20世紀初頭の性的規範の動揺を描写した作品として本書はガートルード・スタインの『3つの生命』（1909年）の中の「メラクサ」を取り上げている。「メラクサ」は「淡い黄色い」肌をした母親と黒人の父親との間に生まれた混血女性の同性愛を描いた作品であるが、ユダヤ系アメリカ人かつ同性愛者というマイノリティに属するスタイン自身の疎外感を黒人女性キャラクターを用いて描写したものであると著者は言う。このことが意味するのは混血女性というキャラクターが作家のアイデンティティの葛藤や社会的慣習への抵抗を表現する主体として優れていたということである。そして、この混血女性の文学的レトリックを生み出したのは黒人作家であった。たとえばハリエット・ジェイコブズは『ある奴隷少女に起こった出来事』（1861年）の中で白人奴隷主に所有される黒人女性像を批判し、自由に性的願望を持つ一人の主体としての女性を発見した。フランシス・E・W・ハーバー『アイオラ・リロイ』（1892年）やポーライン・ホプキンス『戦う力』（1900年）は白人・黒人間の性的交流の中で生まれた混血が悲劇的な結末を迎える「トラジック・ムラトール（悲劇の混血）」と呼ばれるジャンルの先駆けであった。つまり、世紀転換期の黒人作家は1920年代以降の黒人や移民、性的マイノリティに自らの葛藤や社会への抵抗の文学レトリックを提供したのである。

結論では、これまでの議論を踏まえて従来モダニズムの代表と考えられてきた人々を再検討す

る。世紀転換期のアメリカ帝国主義の拡大、国内の経済・産業構造の変化、人口の移動はアメリカの東西／南北軸の地理的イメージを大きく変化させた。そしてこの地政学的変化は人種主義者やアメリカ本国出身者の不安を引き起こした。彼らはヨーロッパからやってくる移民や南部から到来する黒人に対して脅威を感じ、彼らは権威の頂点に立つ「白人」を定義する代わりとして「白人でない人＝黒人」とは誰かを規定した。「黒人」とは単に黒い肌という身体的特徴を持つだけでなく、黒人の「言語」を話し、黒人の「文化」を持ち、「黒人であるべきとされる人」までも指すとされた。さらに黒人の血が入っているか否かが1つの重要な人種決定要因であり、黒人の血が1滴でも入っている人は全て「白人でない人＝黒人」とであるとみなされた。故にカラーラインを越えるパッシングは人種主義者やアメリカ本国出身者にとって重大な問題として現れた。従来の白人モダニストたちはこのような人種に関する不安を表現してきたのだが、著者はその表現に第1章から第5章まで述べたような黒人作家によるレトリックが反映されていたことを各白人モダニストの作品を取り上げて説明する。さらにジーン・トゥーマーやネラ・ラーセンなどのハーレム・ルネッサンス期の作家にも同様に文学の基礎を提供したと主張する。したがって再建期後からジムクロウ期の黒人作家はアメリカモダニズムの基礎を築いた人々であると著者は結論づける。当該期の黒人作家はアメリカの南北イメージを形成し、さらにはマイノリティのアイデンティティの葛藤と社会への抵抗を描写するレトリックを生み出し、ボヘミアンの存在を発見した人々なのである。

以下、本書の評価について述べる。

まず本書の議論の中心にある「モダニズム」の概念についてであるが、本書で用語の説明はなされていない。しかし、概念的な用語について述べるのであるから、著者は定義付けを行うべきであろう。ただし、本書におけるモダニズムとは伝統的価値観が動揺する中で生まれた新しい芸術運動という一般的理解に則ったものであると推察される。多くの研究が戦時体制から常態への復帰や大

衆消費社会の出現、共産主義の到来などが起こった第一次大戦後の社会の激動の時期に焦点を当てるのに対し、著者はジムクロウの台頭をモダニズムを生み出した変化として捉えたのである。本書は今後のモダニズム研究における時代設定に見直しを迫る意欲的研究であると言える。

続いて、評者がとりわけ関心を抱いているハーレム・ルネッサンスの研究と本書の関連について言及したい。

冒頭で述べたように、本書は黒人モダニズムとしてのハーレム・ルネッサンスに焦点を当てていた従来の研究とは異なり、再建期にまで遡って黒人モダニズムの根源を見出している。著者は特にダンバーの黒人モダニズムへの影響力を重視しており、再検討の必要性を説いている。たしかに1890年代を中心に活躍したダンバーやブッカー・T・ワシントンなどの黒人作家がハーレム・ルネッサンスに影響を与えていたという研究は多く存在するし、当該期の重要性は明らかである。実際のところ前述したベイカー・ジュニアの著作はハーレム・ルネッサンスのモダニズムを主張するために、ダンバーやチェスナット、ワシントンなどの作品解釈に多くのページを割いている。また再建期後のジムクロウの台頭が黒人にとって重大な出来事であったことは明らかで、黒人の生活・思想に影響を与えていたことは確かであろう。したがって、ハーレム・ルネッサンスを理解するには、1890年代から北部で出現し始めた人種隔離体制ジムクロウによる影響を考えることが必要であると言える。またハーレム・ルネッサンスは作品解釈を主とした英文学の分野で語られることが多く、歴史的事象と結びつけて説明されることは少ない。このような研究史を踏まえると、歴史的事象であるジムクロウと黒人文学を結びつけた説明を試みた本書の重要性は大きいと言える。しかしながら、本書においてもジムクロウに関する具体的な史実への言及は少ない。ジムクロウの南部・北部での差異やジムクロウが黒人の実生活にどれほど影響していたのかといったことは考慮されていない。主観的見解が含まれる作品解釈の議論に説得力を持たせるためにも、歴史的視点からの黒

人文化への歩み寄りが重要なのである。

また本書が白人への抗議文学としての黒人文学よりも、黒人の「二重意識」の問題や、混血女性の物語、ポヘミアンを重視している点にも注目したい。ここから読み取れるのは「黒人」としてのアイデンティティを共有する人々の姿ではなく、「黒人」という人種分類に囚われない人々の姿である。従来、黒人芸術家とは「黒人」としてのプライドを持ち、芸術作品を通して「黒人」の悲惨な状況や「黒人」の地位向上を白人社会へ伝えようと努力した人々であると理解されてきた。しかし近年、これまで「黒人」芸術家と見なされてきた人々に対して見直しがなされるようになってきている。たとえば、J・マーティン・フェイヴァーはハーレム・ルネッサンスの黒人作家（ジェームズ・ウェルドン・ジョンソン、ジーン・トゥーマー、ネラ・ラーセン、ジョージ・スカイラー）に「黒人」という人種区分そのものに抵抗する姿勢を見出している。「黒人」とは貧しい階級、男性、南部農村の生活が想定されており、これに当てはまらない黒い肌の人々は「黒人」らしくないとされていた。各黒人作家は排他的な「黒人」像に抵抗して、多様な黒人像を提供することで人種問題の解決に貢献しようと試みたフェイヴァーは結論づけている⁽⁶⁾。本書もフェイヴァーの著作と同様に多様な黒人のあり方を示しながら、黒人文学の領域を越えてアメリカ文学にまで議論を拡張している点で従来の研究を発展させていると言える。

いくつかの課題が見受けられるものの、本書は1890年—1919年の時代の重要性を提起し、ジムクロウと黒人文学、さらにはアメリカモダニズムとの関係を明らかにした斬新な労作である。再建期からハーレム・ルネッサンスまでの時期にモダニズムを見出したというだけでなく、社会的背景と文学の結びつきや人種区分に囚われない黒人のあり方をも提示したという点で黒人文化研究における本書の意義は大きい。

註

(1) 辞書的な意味のモダニズムとは直訳すれば現代主義であり、狭義には伝統と異なる新しい現代

的な要素を持った文芸運動・芸術運動を指す。

(2) 「形式の修得」とは一般大衆が「黒人らしい」と認めている比喩やミントレルショーを想起させる言葉を用いて白人の興味を惹くことで、自分の主張を白人に届けることを指す。一方で、「修得の変形」とはミントレル的な形式ではなくスピリチュアルなどのアフリカの祖先の形式に黒人の叫びを乗せ、黒人としての誇りを提示する姿勢を指す（ヒューストン・A・ベイカー・ジュニア、小林憲二訳『モダニズムとハーレム・ルネッサンス 黒人文化とアメリカ』未来社、2006年）。

(3) Jeffery O. G. Ogbar (ed.), *The Harlem Renaissance Revisited*, The Johns Hopkins University Press, Baltimore, 2010. Miriam Thaggert, *Images of Black Modernism: Verbal and Visual Strategies of the Harlem Renaissance*, University of Massachusetts Press, Amherst and Boston, 2010.

(4) 本論では特別な記述が無い限り、混血とは黒人と白人の間の混血を指す。

(5) ハーレム・ルネッサンス期における混血を取り扱った作品としてはネラ・ラーセン『パッシング』（1928年）、『流砂』（1929年）などが挙げられる。

(6) J. Martin Favor, *Authentic Blackness: The Folk in the New Negro Renaissance*, Duke University Press, Durham, 1999.

(松平桃子)

Elisabetta Tollardo

Fascist Italy and the League of Nations, 1922-1935

London, Palgrave Macmillan, 2016, 319 pp.,

ISBN978-1-349-95028-7

第一次世界大戦の終結から第二次世界大戦の開戦までの約20年間、すなわち「戦間期」と呼ばれる時代に、現在の国際連合の前身である国際連盟が創設された。1920年1月10日のことである。イギリス、フランス、日本、そしてイタリアの四か国を常任理事国に据え、1946年に国際連合発

足に伴う解散まで、最大 59 か国が加盟するまでに発展した。

戦間期研究は戦後、1950～60年代の各国の公文書の公刊をきっかけに発展し、今日に至るまで様々な分析と議論がなされてきた。しかし、国際連盟は、第二次世界大戦という結果から「失敗」という評価が下されることが多かった⁽¹⁾。しかし、戦争の勃発という結果論に基づく視点で国際連盟を評価することは、国際連盟の歴史的意義について考察する上で不十分である。国際連盟は戦間期世界でどのように機能し、そして加盟国は国際連盟にどのように参加し、利用したのか。本書は、常任理事国でありベニート・ムッソリーニ率いるファシズム体制下にあったイタリアと、国際連盟との関係に焦点を当て、国際連盟におけるナショナリズムとインターナショナリズム（国際主義）の関係の理解を再構築することを目的としている。また、著者の研究は、戦間期国際協調におけるファシスト・イタリアの役割と、国際連盟の多義的な性格、そして歴史的意義に新しい光を当てることを目的にしている。

ファシスト・イタリアと国際連盟の関係をめぐる研究は、これまでも多くの歴史・政治学者が取り組んできた。しかし、その多くは 1930 年代以降のエチオピア戦争やその後の脱退に代表される危機の時代に注目し、国際連盟はイタリアの政策決定に大した役割を果たせなかったことを指摘するものであった。本書では、なぜイタリア・ファシズム政権は 15 年に渡って国際連盟に残留し続けたのかという問に対して、政府、事務局次長や高等弁務官などのエリート層、上・下級職員といった階層別のプロソボグラフィに基づく分析を通じて、従来考えられていたよりもイタリアは国際連盟に関心があり、そして実際に参加をしていたということを明らかにする。また、この分析によって、政府と国際連盟という従来の伝統的な俯瞰の政治外交史では論じられてこなかった個人レベルの領域をも明らかにした。この点で、本書を取り上げることは大いに意義があるだろう。

以下、本書の内容を紹介したい。

本書は全 7 章で構成されている。

第 1 章の「導入」では、国際連盟におけるイタリア史の概略と著者の問題関心と先行研究に対する批評が示されている。国際連盟へのイタリアの加盟は、1920 年の創設時に当時の自由主義政府によって行われた。1922 年にファシスト政権成立後も、国際連盟に対する政策は基本的に自由主義政府のものをそのまま引き継いでいる。先行研究では、ファシスト・イタリア＝国際連盟関係について、しばしば 1930 年代以降の危機の時代に焦点が当てられ、歴史家や政治学者は国際連盟の失敗や創設者の責任を強調し、またイタリア外交史の研究者はイタリアの矛盾した政策にだけ焦点を当て、国際連盟はイタリアの政策決定に大した役割を果たせなかったという結論を求める傾向があると、著者は指摘する。著者によれば、実際にはファシスト・イタリアは 15 年に渡って国際連盟に残留し、従来考えられているよりも国際連盟に関心を持ち、参加していた。著者は、①ナショナリズムとインターナショナリズムが国際連盟においてどのように他国に関連し、影響を与えたのか、②国際連盟におけるイタリアの機関はどのような性格を持ったのか、③ファシスト独裁がどのように自由国際主義の原則を支持したのか、④なぜイタリアは 17 年間、国際連盟のメンバーでありつづけたのか、⑤ファシズムと国際主義の衝突は、連盟で働くイタリア職員の仕事や生活にどのような影響を与えたのか、という 5 つの問題を提起した上で、解決のために複数史料の調査により国家中心史観を脱却し、様々なレベルでの検証が求められると指摘する。

第 2 章「イタリア国家と国際連盟」では、国際連盟加盟国としてのイタリアが何を行ったのか、なぜ 17 年に渡って国際連盟に留まり続けたのか、どのように国際連盟への関心を失っていったのかという問のもとに、ファシスト政権と国際連盟の関係史を時系列的に論じている。国際連盟におけるファシスト政権の最大の関心事は、一つは政権の国際的地位である。国際連盟はファシスト政権に、イタリアを大国として世界に認識させ、また政権を正当化させる機会を与えた。著者はその例として、ローマを基点に置いた国際機関である国

際教育シネマ機関 (ICE)、国際司法統一化国際機関 (UNIDROIT)、万国農事協会 (IIA) を挙げ、またジュネーヴ軍縮会議に代表される軍縮問題への取り組みを挙げ、政権がこれらの分野において国際的協力体制に強い関心を寄せていたことを論じている。イタリアが国際協調の場で先導者となることで政権を正当かつ強力なものであると認識させ、もう一つの関心事である、国際協調への参加を通じて得たい具体的利益、つまり植民地獲得を目指したのである。ところがジュネーヴ軍縮会議と四大国条約体制の挫折や、更にエチオピア帝国承認の拒否は、政権に国際連盟残留の是非を問うた。興味深いのは、同じ加盟国であったエチオピアへの侵攻は事実上、国際連盟への背信にも関わらず、戦争終結後は国際連盟の枠へ戻り承認を得ようとしている点である。以上のことから、ファシスト政権は国際連盟を無視してはおらず、また内部からの弱体化を狙っていたのではないと著者は主張する。

第3章「国際連盟事務局におけるイタリア人職員」では、4人の国際連盟事務次長と、1920～37年の間に第一部局に雇用された33人のイタリア人職員の出生地、社会・家庭環境、戦争経験、教育、言語、前職、年齢、在籍年数と退職の理由、国際連盟における評価といったプロソグラフィを用いた分析をもとに、イタリア人と国際連盟の関係を論じている。イタリア人職員は事務局のほぼすべての部門と部局に在籍したが、第一部局は政治的、技術的な任務を担う職員で構成され、彼らは高等教育を受けており、高い給料も支払われた。連盟規約によれば、職員は理事会の承認を以て事務総長によって雇用され、また全職員は公募で採用するとされているが、実際には採用プロセスに国家が推薦という形で介入し、特定の国民のみに限られたポストも存在した。第一部局の職員は、また、国際連盟のみならず正式にその出身国の政府機関に雇われているものもいた。この二重雇用はイタリア、ドイツ、日本、そしてスカンディナヴィア諸国でも行われており、連盟と加盟国が目的を共有している際にはさして問題にはならなかった。しかし、イタリアの場合、政権による修

正主義や反国際連盟といったファシスト・イデオロギーの増長が1920年代半ばより職員にも影響を与えはじめ、1930年頃には制度としてイタリア人職員の政権への忠誠が強く求められた。

第4章の「ジュネーヴにおけるイタリア人職員とファシズム」では、1920年代半ばより高まったイタリア本国のファシスト政権によるイタリア人職員への圧力について論じている。1926年6月11日に起きた「プレンパレ事件」について、先行研究では海外の反ファシズム運動の文脈で考えられ、国際連盟側の反応についての研究がされていないと著者は指摘する。国際連盟に対するファシスト外交の矛盾は1935年のエチオピア戦争がピークだが、プレンパレ事件で明らかになったように、1920年代半ばより既に開始されていたのである。

このプレンパレ事件とは、ファシストと反ファシストの衝突事件である。戦間期のスイスは反ファシストたちの亡命先となっていたが、6月11日はマッテオッティ事件を記念する祝典が彼らによって行われる日であった。ファシストの介入によって祝典は乱闘と化した。死者こそ出なかったが、問題となったのは国際連盟職員5人がそれに介入していたことであった。職員はあらゆる政治論争に巻き込まれる可能性のある行動を慎むよう通達されており、つまり深刻な規約違反であったからである。連盟の顧問機関はこの職員の行動について不適切と判断したが、懲戒処分はされなかった。事務総長ジェームズ・ドラモンドは国際連盟が正しく機能するよりも、加盟国イタリアとの良い関係を維持することを優先したのである。このことはスイス政府の反発を呼び、国際連盟とスイス政府の関係は悪化した。このように、機関レベルにおいてファシスト・イタリアが非常に厄介な存在となり、また連盟は非民主主義国の職員を扱うことがいかに難しいことかという問題に直面した。しかし、一方でこのエピソードは、事務局やスイス政府が、ファシストの行動の背景にある動機について理解していて、エチオピア戦争以前の国際社会においてファシスト政権が受容され、正当化されていたことを示すと著者は論じて

いる。

第5章「イタリアの専門家と国際連盟」では、国際連盟事務局以外の国際機関で働いていた専門知識を持つイタリア人に焦点を当てている。ここでは例として、1929～32年にダンツィヒで国際連盟高等弁務官を務めたマンフレディ・グラヴィナ、1921～37年に常設委任統治委員会委員長を務めたアルベルト・テオドリーの活動を挙げて論じている。彼らは職員たちとは異なり、国際連盟に直接雇われていた訳ではなく、自らの力を以て出世した専門家であった。グラヴィナは海軍経験を持ち、テオドリーは政治経験を持っていた。しかし、彼らも採用に至るまでにはイタリア政府の支援を受けており、その理由は職員と同じように連盟への推薦の過程には政府が密接な関係を持っていたことである。こうした人々は国際連盟の仕事や使命にほとんど関与していなかったとされ、もしくは普段あまり重要でない立場のファシストであり、国際連盟の妨害をしたことを先行研究は注目してきたと、著者は指摘する。しかし、彼らはときに職員よりも力ある任務を任されており、特に委任統治の問題はイタリアの領土的野望に直結するものであった。テオドリーはエチオピア戦争以前の国際連盟において、常設委任統治委員会委員長の立場からファシズムの野望を推進したが、その原動力は彼のファシズムだけでなく、カトリシズムや貴族としてのバックグラウンドにあると著者は論じている。当時のイタリア政治は単に自由主義とファシズムの対立であったのではなく、保守主義貴族やヴァチカンなど、様々な要因が交錯していた。

第6章「国際連盟におけるイタリア人の『インターナショナリズム』」では、1937年12月11日のムッソリーニによる国際連盟脱退宣言を受けた後の、国際連盟側の反応に焦点を当てて論じている。イタリアの脱退が正式に決まると、ファシスト政権は国際連盟で働く職員たちに退職をするように命じた。脱退以前よりイタリア職員は徐々に人数が減少していたが、それは連盟事務局側の要請にも関わらず、職員が補充されなかったことによるもので、ここにムッソリーニの連盟に対する

関心の喪失が反映されていると、著者は論じている。ファシストを支持する各部門事務次長や第一部局職員は退職後、外相の計らいですぐに別の職に就いた。第二・第三部局職員は再就職の見通しかなかったことから、イタリアに戻らず、仕事や家族のためにスイスへ移住し、そのまま残留する選択をする者もいた。多くの職員が去っていく中で、経済部門事務次長のピエトロ・ストッパーニは唯一命令を拒否し、国際連盟に残留した上職の職員である。彼は生涯を通じて国際協力に精力的にコミットし続けた。彼は国際経済協力や一層の自由貿易が、ヨーロッパの平和維持に繋がると考えていたからである。しかし結局、このストッパーニと激しい抵抗を見せたILO職員を除いて、ほとんどの職員がムッソリーニの希望に沿う結果となったのは事実である。だが、国際連盟のインターナショナリズムはイタリア人たちに影響を与え、その内容は様々だが、ストッパーニには、国際協調によって平和を維持するという熱意を与えたと著者は論じている。

第7章の「結論」では、イタリアは国際連盟において、広い分野に参加し協力した重要な国であるということを再度強調し、ファシスト・イタリアは国際連盟にとって厄介な加盟国であったという単純な評価の再評価を行っている。確かに、国際連盟機関レベルでは、職員がファシスト政権への協力を強制されたという点で事務局に深刻な影響を与えた。しかし、政治レベルではそうではなく、経済・軍縮面では協力的姿勢を見せている。さらに個人的レベルでの多様性は、政治運動としてのファシズムの幅広さを反映していると著者は主張する。また、イタリア外交政策上の国際連盟の重要性についても、再評価を行っている。国際連盟は、政権の国際的地位の獲得や正当化に利用され、イタリアの外交関係や国際的合意の獲得を容易にした。ファシズムはインターナショナリズムを拒否してはおらず、またファシスト時代の外交が常に攻撃的であったのでもない。特に1920年代は、国際連盟は最も重要な政治合会の場であり、グランディはその重要性を理解していた。このように、イタリアにとって国際連盟は、外交目

標達成のチャンスを高め、国際的影響力を広げる場であった。それはファシストだけでなく、民主主義諸国も同様であって、イギリスやフランスはその目的が国際連盟のそれとしばしば一致していたのだと、著者は結論づけている。

本書の評価すべき点は大きく2点指摘される。

1点目は、イタリア・ファシズムと国際連盟のインターナショナリズムの交錯の時代に注目することによって、従来多数の先行研究が扱ってきた国際連盟におけるイタリアの国際協調社会からの離反者という単純な評価からの脱却を図っている点である。著者も指摘している通り、ファシスト・イタリア外交史研究は1930年代以降の危機の時代に注目し、それ以前の時代と切り離されて論じられる傾向にある。この点で、ブレンバレ事件で著者が示すように、ファシズムとインターナショナリズムの矛盾した交錯は1920年代半ばより既に開始され、それらにイタリアと国際連盟が左右される事象は1930年代だけでなく政権初期から存在しているとするならば、従来のように戦間期イタリア外交史を1920年代と30年代とに分断し、危機の時代のみを取り上げて考察することは適切ではないだろう。

2点目は、国家政府と国際機関という俯瞰の歴史像から脱却し、政府、エリート層、職員という多層的な分析を行っている点である。従来の多くの先行研究では、ファシスト政権の対国際連盟といえ、1920年代ならば外相グランディによる対連盟政策に関する叙述が中心であった。しかし本書では、政府と事務局を切り離すことにより、グランディの穏健的姿勢と、事務次官パウルーチのファシスト化推進の姿勢との対比が可能となった。そこで明らかになる政策上の矛盾は、ファシスト政府内の多様性を鮮やかに反映している。また、プロソポグラフィ研究によって、国際連盟内のイタリア人職員たちの具体像が浮かび上がった。1980年代以降、それ以前の再評価の時代を経て、戦間期イタリア外交政策研究にはある程度の統一見解が示されたという意見も存在するが⁽²⁾、著者が主張するように、その多様性故に、ファシスト期の外交政策を探るには、ムッソリー

ニ、ファシスト政府、外務省、その他全ての政策形成に関係する者を区別し、多様性への同レベルの考慮が必要だという見解は、更なる議論の深化の可能性を提示したという点で、高く評価できる。

一方で問題点も存在する。

第一に、イタリア人職員の重要性を強調し、個人レベルに焦点を当てたプロソポグラフィに基づく詳細な分析を行っている反面、その特異性は示されていないという点である。国際連盟で勤務した国際公務員の数は1931年に最盛期を迎えるが、その時点で事務局全体ではおよそ30か国、約700人が働いていた⁽³⁾。一方、著者によれば、1920-37年の間に170人以上のイタリア人が職員として勤務したとされるが、事務局での職員全体の数に対してイタリア人職員の人数を比較すると、決して多くを占めた訳ではないことが分かる。このことから、ファシスト政権のイタリア人職員へのファシスト化による事務局全体に対する影響力に関しては疑問が残る。また、史料と対象者が限られた研究であることから、その解釈には今後更に慎重な検討が求められる。

第二に、イタリアが当時置かれていた世界的な状況に対する言及がほとんどなされていない点である。本書では、ファシスト・イタリアの国際協調への積極的参加の動機について自身の正当化と国際的地位の向上、そして植民地の獲得の2点を挙げている。実際には、これらに加えて国内の経済的状况も悪く、リラの安定をロンドンの金融市場に大きく依存していたことから、ムッソリーニはイギリスとの友好関係維持を望んでいた⁽⁴⁾。こうした背景はファシスト政権が、イギリスが熱望する国際協調体制に参加するのに十分な動機となったと考えられる。また、こうしたイタリアの態度は、イギリス外相オースティン・チェンバレンにムッソリーニとの友好関係構築の機会を与えた。このためにチェンバレンは、イタリアのアルバニアに対する野望へ理解を示し、またジャラブの割譲、1901年に締結されたエチオピアをめぐる英仏伊協定の復活といった具体的利益を政権に与えた。このように、イギリスのファシスト政権の受容は、イタリアの戦間期外交をより容易な

ものにしたのである。内発的なファシスト的動機のみではなく、外発的な要因についても、著者なりの見解を示すべきではないだろうか。

とはいえ、本書の多層的で詳細な分析に基づいたイタリア・ファシズム＝国際連盟関係史へのアプローチは、従来の研究では論じられてこなかった、ファシズム・イタリアの個人レベルでの国際社会とのつながりという領域を明らかにした。

1920年代ファシズム・イタリアとイギリスとの協調関係について関心をもつ評者として非常に興味深いのは、国際連盟の中核である事務局に対する職員を通じたファシズムの浸食は1920年代から既に行われており、しかし国際連盟側は対抗措置を行うどころか、パウルッチのファシスト化の方針が深刻化するまで解決を避けている点である。1930年代に明確な対立が顕在化する以前のイタリアの国際協調体制に対する行動について、他国、特にイギリスと、その外相オースティン・チェンバレンがどのように受け止めていたのかは現在の評者の最大の関心であるが、本書はその前提となる1920年代国際協調の時代のイタリアの外交政策について、国際連盟を通じた分析によって、応えてくれている。

来る2020年には、国際連盟は創設100周年を迎える。これまで多くの歴史家や政治学者が国際連盟を通じた戦間期外交を論じ、その研究は非常に充実したものが形成されてきた。しかし、本書は主流である俯瞰的な国際外交史像から脱し、新たなアプローチを提供した。この点において、本書は我々に新たな関心をもたらしてくれるだろう。

註

(1) 篠原初枝『国際連盟 世界平和への夢と挫折』中央公論新社、2010年、ii頁。

(2) Azzi, S. C., 'The Historiography of Fascist Foreign Policy', *The Historical Journal*, 36 (1993), p. 203.

(3) 篠原、前掲書、91-92頁。

(4) Burgwyn, H. J., *Italian foreign policy in the interwar period, 1918-1940*, Westport, Praeger, 1997, p. 36.

(梅谷莉奈)

新刊紹介

J・H・エリオット著

立石博高・竹下和亮訳

『歴史ができるまで

トランスナショナル・ヒストリーの方法』

岩波書店、2017年5月刊、四六判、272頁、
2500円＋税、ISBN978-4-000-29202-3

黄金世紀と呼ばれる17世紀のスペインは、政治・経済の衰退と文化・芸術の繁栄という両側面を持っていた。著者は、フェリーペ4世の寵臣大臣であったオリバーレス伯公爵の時代を専門としながらも、スペインの近世史に関する全般的な研究を行ってきた歴史家である。スペイン近世史の第一人者によって書かれた本書は、彼のこれまでの研究活動と、それに関する方法論を語ったものである⁽¹⁾。

第一章「外国史を学ぶ——なぜスペインなのか？」では、外国史を学ぶ際の短所と長所をあげ、短所を克服するにはどうすべきかを述べている。著者は、学生時代にプラド美術館に飾られたベラスケス作「馬上のオリバーレス伯公爵」を目の当たりにし、オリバーレスによる中央集権化政策とカタルーニャの反乱へ研究対象を定めた。このような経歴を持つ著者によれば、歴史家が生まれ育った社会とは別の社会の歴史を研究することの長所として、外部から新鮮な目で見ることができ内部の人間が気づかないようなことに気付くという点がある。一方で、ある社会を完全に理解するのは難しいものである。この点を克服するために、その社会に入り込んで理解する必要がある。外部の社会への理解は、思考と行動の様式に同化する努力をしながら、可能ならいつでも社会の背景に溶け込んでいく意志によって高めることができる。著者はこれを、新しい服を着るようにもう1つのアイデンティティを付け加えることであると述べている。

第二章「ナショナル・ヒストリーとトランスナ

「シヨナル・ヒストリー」では、20世紀カタルーニャで盛んであった国民主義的歴史学と、それに対する国民史の脱神話化という研究潮流の対立が描かれ、その上で著者による国民主義的歴史学への批判がなされている。近年新たに興隆してきたトランスナショナル・ヒストリーやグローバル・ヒストリー、複合君主制論は、カスティーリャのような国民国家内部の支配的地域を特別待遇してきた「国民的」歴史に対し、再検討の機会をもたらした。一方で、政治の細分化は歴史の細分化というウィルスを抱えており、閉鎖的な国民主義的歴史に逆戻りさせてしまう。著者の考えるトランスナショナル・ヒストリーとは、信条・価値・文化的態度・政治的綱領の相互影響と相互作用に関する議論も必要としている。それは、あたかも近隣の接触を持たないかのように想定し、一国史的発展を議論する国民史観よりもヨーロッパの現実に接近できるものであるという。

第三章「政治史と伝記の可能性」では、伝記的アプローチの可能性と問題点がまとめられている。偉人からアプローチすることは重要であるが危険をはらむ。その理由として、第一に、偉人の周囲の人々が果たした役割を過少評価している可能性がある。第二に、偉人は、同世代の人々やエリート層の価値や信念を代表するのかわりという問題がある。また、偉人を研究対象とする歴史家は、伝記研究に必要な共感とともに同情という感情も持ってしまふ。これにより、偉人に関するもの以外の歴史的要素を無視しがちである。著者は、偉人を皆が納得できるような形で一般化するならば、想像力、共感、多様で広範囲の証拠史料を駆使する能力が必要になることを指摘している。

第四章「帝国の興亡——スペインは本当に『衰退』したのか」では、スペイン史研究の主要なテーマである、17世紀の衰退をどのように捉えるかを論じている。著者によれば、「衰退」は過去と現在の認識、実際のもしくは潜在的なライバルの力量に対する認識によって形成された心理状態である。近世の諸国家体制による国際的ライバル関係により、国家と社会は自らの力量と影響力をライバルや近隣との比較で計るようになった。した

がって、衰退は他の諸国家に対して相対的となる。国際的な力と威信を失ったという点からは、17世紀のスペインの「衰退」は確かなものであった。しかし、1975年の民主化以降に生じたスペインの変容は、新しい世代の歴史家の自国の歴史に対する見方に深い影響を及ぼした。「衰退」の時代である17世紀後半は、逆風といえる状況に直面しつつも柔軟に対処した時代として歴史の書き換えが行われており、衰退への認識は変化してきていることが指摘されている。

第五章「芸術と文化の歴史」では、ジョナサン・ブラウンとの共同研究『王のための宮殿』を行った経験から、馴染みのない分野を研究対象とする際の新たな機会と困難について論じている。利点として互いの専門知識を利用できる一方、欠点として研究の最終的な成果を出すときに一貫性をもたせるのが難しいということがある。共同研究は、研究アプローチの点でも研究スタイルの点でも一体感を生み出すわけではない。しかし、革新的なアプローチにたどり着く可能性もある。異なる分野を理解しようとする努力は、視野を広げ学問間の障壁を壊すという意味で、知的な向上をもたらすこともある。文化史や美術史との共同研究は、近世社会の隠された特徴を見抜くのに重要な役割を果たしてきた。細分化が進む歴史研究は、将来的に共同作業に依存するようになると著者は述べる。

第六章「新たな比較史のために」では、社会学者の間で用いられてきた比較史の手法が、歴史学にどのように適用できるかについて論じている。著者は、比較史的な性向の必要性は、「自国史よりも外国史にテーマを設定した歴史家の方が感じやすい」（本書173頁）と考えている。歴史家は、比較を用いてある社会に特徴的な事柄が同時代のほかの社会のなかにも存在するか確かめることで、その社会に関する仮説を検証することができる。また比較は、異なった国家や社会における社会的、政治的、経済的発展にいかなる共通の原因があるかを明らかにするのに役立つ。さらには、相互の影響関係を探るのに役立つ。比較を包括的なものにするには、常に様々な接続を見いだす必

要があることも、比較史の重要な点である。比較のセットを選ぶ際には、問いの性格と、どれほど興味深い事実をもたらすか、もしくは示唆的な仮説を提起しうるかということが重要である。その後、比較の場の非対称性を埋める必要がある。これは、リシュリュエとオリバーレスを比較した際に、著者が遭遇した研究蓄積と史料の残存状況の大きな違いから確信を得たものである。

第七章「さらに深く、さらに大きく」では、歴史研究のテーマの専門化と狭隘化に対して興隆した大西洋史やグローバル・ヒストリー、世界史の可能性が論じられている。もはや国民史は限定的なテーマであると考えられるようになっているが、その流れの中で生まれた大西洋史は、ヨーロッパ、アメリカ、アフリカという三大陸にまたがる大西洋の周辺だけでなく、それを横断するようなヒト、商品、思想、文化的実践の動きというような接続の様態に着目することで、地図上の境界を壊してきた。しかし、大西洋史研究には、並外れた言語能力と広範囲にわたる文献の読破が必要なこともあって、これまでの大西洋史は結局のところ個別の国家がつくる枠組みのなかに留まることが多かった。大西洋史の核心は地図上の境界を超える移動と接続である。しかし著者によれば、大西洋史はヨーロッパの諸帝国が透過性を持っていたことを明らかにしたが、同時に、帝国には移動を妨害する側面もあり、静止状態も近世の大西洋の特徴であった。1980年代以降の「世界史」の流行は、部分的には、歴史学が伝統的に使用してきた範疇の不適切さが認識されたことへの反応であったことが指摘される。現在、ネットワーク、接続、相互行為システムの研究が、再び歴史研究のキーワードとなりつつある。

本書の内容を簡単に概観したが、最後にいくつかの興味深い点を示したい。第一に、著者がブラド美術館でオリバーレス伯公爵の肖像画を目の当たりにしスペイン史へと踏み出した様子は、私たちが日本で西洋史を学ぶきっかけとも共通しているのではないか。「生来の性格、受けた教育、機会、将来性。これらすべてが、歴史家がある研究テーマを選ぶ理由とそこに至る道筋に関わってく

る」(4頁)とあるように、歴史家は、研究のバックグラウンドとして自身の経験に影響を受けている。「なぜスペインなのか？」という問いは、研究対象とされうるすべての国や地域に当てはまる。この問いに対する著者の答えは、「スペインは常に心を昂揚させるから」(39頁)であった。著者は本書の最後で、「理解する」ことが歴史研究の核心であると述べている。過去の人々という他者を理解し続けていくことが歴史学者に求められることだろう。第二に、国民国家の歴史についてである。これは、確かに無くてはならないものであるが、著者が第二章で述べるように、国家内の多くの地域を大方無視し、中心的存在を占めてきた地域の歴史となつてはいけぬ。国民国家の中心的な存在ではなかった地域を研究対象とするとき、それを国家の枠組みの中で考えるだけでなく、国家の枠組みを取り払ったアプローチをすれば見方が変わる可能性がある。グローバル化の進展とそれに反する動きが立ち現れるなかで、我々の世代には国民国家の歴史と、それを再検討しようとしたグローバル・ヒストリーや世界史の流れを理解し、それらの研究に対していかに革新をもたらすかが問われている。本書は、スペイン史家や近世史家だけではなく、グローバル・ヒストリーの専門家、あるいは専門領域にかかわらず外国史に興味を持つ誰しもの参考となることは間違いない。特に、大学院生をはじめとした若手の外国史研究者には是非とも読まれるべきものである。

註

(1) 本書は、2012年に出版された英語版の邦訳である。J. H. Elliott, *History in the Making*, New Haven and London: Yale University Press, 2012.

(高垣里衣)